

平成26年12月12日

平成26年度第7回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

第6回審議会会議録の確認について

2 議 題

平成27年度一般廃棄物処理計画の策定について（諮問・審議）

3 その他

小環ご発第245号  
平成26年12月12日

小金井市廃棄物減量等推進審議会  
会長 大江 宏 様

小金井市長 稲葉 孝彦



平成27年度一般廃棄物処理計画の策定について（諮問）

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

（諮問事項） 平成27年度一般廃棄物処理計画の策定

# 平成 27 年度一般廃棄物処理計画（案）

循環型都市小金井の形成  
～ごみゼロタウン小金井を～

平成 27 年 4 月 1 日  
小金井市環境部ごみ対策課

## 目次

はじめに	1
第1 平成26年度一般廃棄物処理計画の達成状況	2~6
1  ごみ処理量・資源物回収量の達成状況	2~3
2  平成26年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策の実施状況	4~6
第2 平成27年度計画	6~13
1  平成27年度減量目標	7~8
2  発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた施策	8~11
3  安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けた施策	11~12
4  廃棄物処理を支える体制の確立	12~13
5  生活環境保全の推進	13
6  計画の実効性を高める仕組み	13
第3  ごみの排出と収集及び処理	14~18
1  市指定収集袋による排出	14
2  収集の分別区分及び排出・収集方法など	14~16
3  適正処理方法	16~18
第4  市民・事業者の役割	18~19
1  市民の役割	18
2  事業者の役割	18~19
第5  ごみ処理施設の維持・管理に関する事項	19~20
1  不燃ごみ処理施設	19
2  廃棄物最終処分場	19~20
第6  動物の死体処理について	20
1  市へ届け出るもの	20
2  市が収集するもの	20
3  処理方法	20
第7  し尿及び浄化槽汚泥の処理について	20~21
1  収集及び運搬	20
2  し尿及び浄化槽汚泥の処理	20~21
第8  その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について	21
1  市が収集しない一般廃棄物について	21
2  処理方法の変更	21

はじめに

本市では、日野市及び国分寺市との3市共同による可燃ごみの安定的な処理体制についての方向性が定まったことから、「小金井市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(計画期間は平成18年度から平成27年度まで)について、計画を1年早め、平成27年度から10年間の計画である「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定しました。

基本計画では、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成するため、「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指して、発生抑制を最優先とした3R(※)の推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針として定め、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえて、市民・事業者・行政が相互に協力・連携した取り組みを実践するための指針として策定されています。

現在、本市の可燃ごみ処理については、日野市及び国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指した整備事業を実施していますが、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間は、引き続き、その処理を多摩地域の各自治体・一部事務組合にお願いしなければなりません。また、本市の資源化することができない不燃系ごみの一部及び可燃ごみ処理後に発生した焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設(日の出町)において最終処分しています。循環型社会の形成を目指すとともに、施設周辺にお住まいの皆様及び関係者の皆様のご負担を少しでも軽減できるように、引き続き、ごみの減量及び資源化の推進に努めていくことが必要です。

この場を借りて、本市の可燃ごみの処理をお願いすることとなった施設周辺にお住まいの皆様及び各自治体・一部事務組合の関係者の皆様並びに最終処分場のある日の出町の皆様に深く感謝申し上げます。

本市では、基本計画に基づき「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井～」を目指して、発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針として各施策の展開を図ることとして、平成27年度一般廃棄物処理計画(以下、「計画」という。)を策定します。

※ 3Rとは、「リデュース(Reduce)=発生抑制、リユース(Reuse)=再使用、リサイクル(Recycle)=再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。

## 第1 平成26年度一般廃棄物処理計画の達成状況

### 1 ごみ処理量・資源物回収量の達成状況

#### (1) 可燃系ごみ、不燃系ごみ

可燃系ごみについては、平成26年度処理量(推定)は、12,710tの見込みであり、対前年度(平成25年度)実績処理量に対し約0.3%減で、平成26年度の減量目標対前年度比5%減は達成できない見込みです。

不燃系ごみについては、平成26年度処理量(推定)は、4,666tの見込みであり、対前年度(平成25年度)実績処理量に対し約0.3%増で、平成26年度減量目標対前年度比1%減は達成できない見込みです。

#### (2) 資源物

平成26年度回収量(推定)は、9,616tの見込みであり、対前年度(平成25年度)実績回収量に対し約0.6%減の見込みです。

#### (3) 目標達成に向けた課題

更なるごみ減量に向けては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、行動することが重要となります。市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制(ごみになるものは買わない・もらわない、食品ロスの削減など)、リユース(不用となったものは必要な人に譲るなど)、リサイクル(資源物の分別徹底など)などの取組を実践することが大切です。事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守した適正な処理を推進するとともに、事業活動においては、レジ袋の削減、簡易包装の推進、環境に優しい商品の提供などに取り組むことが大切です。行政は、市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートを行うなど施策の展開を図ることが大切です。

また、本市では様々なごみの減量及び資源化の推進への取り組みを実施していますが、人口増や転出入者が多いという特性もあることから全ての市民にその取組が十分に浸透しているとは言い難い現状があります。各施策について、一人でも多くの方にご理解・ご協力をしていただくためには、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用した啓発活動を強化するとともに、新たな施策の展開を図ることが大切です。

平成26年度ごみ処理量及び資源物回収量目標達成状況

(単位：t)

種 類	平成 26 年度処理量・ 回収量(推定)A	平成 25 年度実績処理量・回収量 B
		平成 25 年度実績処理量・回収量 に対する削減率[ (A-B) / B ]
可燃系ごみ	12,710	12,745
		△0.3%
不燃系ごみ	4,666	4,653
		0.3%
資源物	9,616	9,677
		△0.6%
有害ごみ	36	38
		△5.3%
合 計	27,028	27,113
		△0.3%

(算出方法)

平成26年度処理量・回収量(推定)は、ごみ・資源物として市の収集(回収)及び集団回収で回収される見込みの総量であり、かつ、これら収集・回収されたものが全てそれぞれ焼却又は資源化など処理されるものとして算出しました。平成26年10月末までの実績を基に算出。

(参考) 市民 1 人 1 日あたりの処理量・回収量の状況

(単位：g)

種 類	平成 26 年度処理量・ 回収量(推定)A	平成 25 年度実績処理量・回収量 B
		平成 25 年度実績処理量・回収量 に対する削減率[ (A-B) / B ]
可燃系ごみ	297	298
		△0.3%
不燃系ごみ	109	109
		0%
資源物	225	226
		△0.4%
有害ごみ	1	1
		0%
合 計	632	634
		△0.3%

・市民1人1日あたり処理量・回収量＝処理量・回収量÷本市人口÷365日

・本市人口・・・平成26年度117,272人、平成25年度117,116人。(共に10月1日現在)

## 2 平成26年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策の実施状況

平成26年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策の実施状況は、以下のとおりです。

### <優先して取り込む施策>

施策内容	施策（10月末時点）
燃やすごみに含まれる難再生古紙を拠点回収し、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図る。（取組内容：拠点回収の実施による難再生古紙の分別徹底を推進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難再生古紙拠点回収の実施（9箇所）</li> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> </ul>
希望者に対し、リユース食器の貸し出しを実施することにより、燃やすごみ及び不燃系ごみの発生抑制を図る。（取組内容：広報媒体の活用による町会・自治会・子供会などへの貸し出しの推進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リユース食器無料貸し出しの実施（12件）</li> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> </ul>
不燃系ごみに含まれる使用済小型電子機器などを別途回収し、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図る。（取組内容：組成分析結果を基に方針を策定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理場にて選別・回収（実施予定）</li> </ul>
子ども向け減量キャラクターを使用した、市立小・中学校や子供会への環境教育及び自治会やその他団体へ向けた啓発活動を充実させる。（取組内容：出張講座の実施による主に幼児・児童とその保護者への啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・学習機会への参加及び学習の場の提供（24回）</li> <li>・ごみ減量キャンペーンを実施（8回）</li> <li>・イベントへの出展（ごみ分別クイズの実施、生ごみの水切り体験、アニメーションDVDの上映、パネルの展示）（3回）</li> </ul>
ごみ減量に対する理解と関心を深めることを目標に、「ごみ減量かるた」を用いた啓発活動を実施する。（取組内容：出張講座の実施による主に児童・生徒とその保護者への啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ減量かるたを用いた出張講座（実施予定）</li> </ul>
水切りの重要性を周知徹底するため、水切りによる相乗効果を含めた効果的な啓発を行い、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：チラシの全戸配布及び出前講座や市内イベントなどでの啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・学習機会への参加及び学習の場の提供（24回）</li> <li>・ごみ減量キャンペーンを実施（8回）</li> <li>・イベントへの出展（生ごみの水切り体験）（2回）</li> <li>・チラシの全戸配布（実施予定）</li> </ul>
集合住宅所有者又は管理会社などとの連携及び啓発活動を強化し、転入者や単身者の多い集合住宅における持続的かつ有効な排出指導の在り方を検討し、ごみ減量及び資源物の分別の周知徹底を図る。（取組内容：集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導及び啓発強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・集合住宅に係る関係者との連携による排出指導及び啓発強化（随時）</li> <li>・大学などとの連携による啓発強化（1件）</li> <li>・転入窓口にて、ごみ・リサイクルカレンダー及びチラシの配布並びにDVDの上映（随時）</li> </ul>

<充実させて取り組む施策>

施策内容	施策（10月末時点）
<p>生ごみ堆肥化事業の更なる充実を図るため、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の新規申請者の拡大及び購入後の使用方法などに係る広報を行う。（取組内容：チラシの全戸配布及び使用実態の把握による申請者拡大施策の展開）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・家庭系生ごみ減量化処理機器購入費補助制度申請者（164件）</li> <li>・チラシの全戸配布（実施予定）</li> <li>・利用者アンケート（実施予定）</li> </ul>
<p>市立小・中学校の乾燥型生ごみ処理機を有効活用し、地域ボランティアと連携して生ごみ市民投入を広め、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：ごみゼロ化推進委員会を中心とした地域ボランティアへの行政サポートを推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進（投入者延数 2,250人）</li> <li>・市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援（随時）</li> <li>・ごみゼロ化推進委員会を中心とした地域ボランティアへの行政サポート（随時）</li> </ul>
<p>町会・自治会・集合住宅などへの大型生ごみ処理機の利用の促進を図るため、利用者の役割を明確化するなど実情を踏まえた自主的な取り組みを促す。（取組内容：補助金交付要綱の整備による大型生ごみ処理機の導入）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（2回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> </ul>
<p>J A・市内農産物取扱店と行政との連携により、食品リサイクル堆肥で育てた農産物の流通を促進し、地域循環型社会の構築に努める。（取組内容：有機性資源の有効活用による地域の農業者や市民による循環的利用を推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の農業者やJ Aとの連携（随時）</li> </ul>
<p>一般家庭から排出される剪定枝を資源化し、燃やすごみの減量を図る。（取組内容：広報媒体の活用による剪定枝の分別徹底を推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> </ul>
<p>粗大ごみの再生及び販売によるリユース・リサイクルの促進を図る。（取組内容：リサイクル事業所（※）との連携によるリユース・リサイクルの推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル事業所との連携（随時）</li> </ul> <p>（※）公益社団法人小金井市シルバー人材センターが運営する事業所。本市とシルバー人材センターにおいて「リサイクル事業に関する協定書」を締結している。</p>
<p>再使用可能なくつ・かばん類を市施設にて回収し、資源の有効活用を推進する。（取組内容：広報媒体の活用によるくつ・かばん類の分別徹底を推進）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・専門雑誌での事例紹介（1回）</li> </ul>
<p>各団体が取り組む集団回収の実施状況を広報するなどの行政サポートにより、ごみ減量及び資源化における市民意識の向上並びに活動の活性化を図る。（取組内容：広報媒体の活用による町会・自治会・子供会などへの啓発強化）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> </ul>

施策内容	施策（10月末時点）
リサイクル推進協力店認定事業所数を拡大し、市民及び販売事業者との協働によるごみの発生抑制並びにごみ減量意識の向上を図る。（取組内容：事業所への積極的な周知による認定事業所数 10 店舗への拡大を推進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定事業所（6 事業所）</li> <li>・市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知（1 回）</li> <li>・市ホームページでの周知（随時）</li> <li>・認定事業所拡大へ向けた働きかけ（随時）</li> </ul>
販売事業者（コンビニ、スーパーなど）の特定容器など（ペットボトル・トレイ・空き缶・紙パックなど）の自主的な回収・処理の拡充を図る。（取組内容：店舗への積極的な周知による自主的な回収・処理を促進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が自主回収・自主処理を行うための店頭回収実施に向けた働きかけ（随時）</li> </ul>
事業所から排出されるごみのサンプル調査により、ごみの分別状況を把握し、発生抑制及び資源化の推進を図るとともに、適正な排出及び処理に係る指導などの実践に向けた指針の策定に着手する。（取組内容：一般廃棄物収集運搬業許可業者との情報共有による事業所への指導強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所への個別指導実施（随時）</li> </ul>
ごみの相談員制度の認知度を向上させるとともに、ごみ分別の重要性及び有用性に係る理解を深め、ごみ減量及び資源化を推進する。（取組内容：ごみゼロ化推進委員との連携によるごみ相談員制度の確立）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみゼロ化推進員との情報交換（随時）</li> </ul>
市施設ごみゼロ化行動計画に基づき、市庁舎内及び公共施設のごみ排出量の更なる削減及び資源化率の向上を図る。（取組内容：市職員へのごみ減量及び資源化に向けた啓発の強化）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内向け検査の実施（1 回）</li> </ul>

## 第2 平成27年度計画

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

また、本市は可燃ごみ処理施設を有しておらず、多摩地域の多くの自治体・一部事務組合に燃やすごみの全量进行处理していただいている状況の中、施設周辺にお住まいの皆様及び関係者の皆様の負担を少しでも軽減していくことが必要です。更に、最終処分場の長期安定的な運営を図るためには、東京たま広域資源循環組合の構成員として最終処分量の削減に向けた取組を推進し、日の出町住民の負担を軽減していくことが必要です。

こうした状況の中、基本計画に基づき「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指して、基本方針である発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、更には、計画の遂行を支えるために必要な事項について各施策の展開を図ることとして、平成27年度の計画を策定します。

# 1 平成 27 年度減量目標

## (1) 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量4gを減量することを平成27年度減量目標とします。これは、基本計画において、平成36年度までに356g/人・日以下(基準年度(平成25年度)実績処理量から40g減量)を目指すこととしていることから、平成26年度までの本市の減量努力を踏まえて、更なる減量を目指すものです。

### 【計画目標値に示す家庭系ごみ】

計画目標値に示す家庭系ごみの定義は、以下のとおりとします。

家庭系 ごみ	燃やすごみ	本計画目標値に示す 家庭系ごみ
	燃やさないごみ・プラスチックごみ	
	粗大ごみ	
	有害ごみ	
	資源物	
	集団回収	

### 【目標達成に向けた取組事例】

- マイはしの利用  
(割りばし1膳:約10g)
- マイバッグの利用  
(レジ袋1枚:約10g)
- ばら売り・量り売りの利用  
○店頭回収の利用  
(トレイ1枚:約5g)



(参考) 分別区分ごとの市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

分別区分	市民1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量		年間排出量	
	平成27年度 計画処理量	平成25年度 処理量 (実績)	平成27年度 計画処理量	平成25年度 処理量 (実績)
	g/人・日	g/人・日	t	t
燃やすごみ	283	285	12,177	12,195
燃やさないごみ プラスチックごみ	87	89	3,770	3,787
粗大ごみ	21	21	908	913
有害ごみ	1	1	38	38
合計	392	396	16,893	16,933
備考	平成27年度 計画処理量 減量目標: 4g/人・日		—	

## (2) 埋立処分量

東京たま広域資源循環組合の定める配分量(※)未滿とすることを目標とし、これを平成27年度減量目標とします。

(※)東京たま広域資源循環組合構成各市の人口や過去の実績を基に毎年定められる。

### 【市民・事業者・行政の取組】

目標達成に向けては、市民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し行動することが重要です。3者が互いに協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができ、更なるごみ減量につながります。

#### (市民)

##### 発生抑制

ごみをなるものはもらわない・買わない取組(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものは買わない、ばら売り・量り売りを利用する)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さない)、生ごみの水切り及び自家処理の推進、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など

##### リユース

不用となったものは必要な人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど

##### リサイクル

資源物の分別徹底、店頭回収の利用など

#### (事業者)

レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、分別の徹底、環境に優しい製品の提供、トレイ・ペットボトルなど店頭回収への取組

#### (行政)

市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけなど施策の展開

## 2 発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた施策

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、ごみを出さないライフスタイルの推進、リユースの推進、分別の徹底、資源循環システムの構築、啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域におけるひとつづくり・まちづくりの促進、拡大生産者責任の追及、事業活動における3Rの推進、市施設における3Rの推進という10計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	行動目標
<b>1 ごみを出さないライフスタイルの推進</b> <b>【最優先強化】</b> (1)ライフスタイル変革への支援 (2)ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進 (3)食品ロス削減の推進 (4)生ごみの水切り及び自家処理の推進 (5)マイバッグ・マイボトルの利用推進	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	ごみ減量キャンペーンを実施（駅頭、イベント、店頭）	年15回
	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映、パネルの展示、生ごみの水切りなど）	年2回
	チラシの全戸配布	年1回
	3R行動チェックシートの作成	作成
<b>2 リユースの推進</b> <b>【充実】</b> (1)リユースルートの構築と円滑な運用を推進 <b>【強化】</b> (2)くつ・かばん類の有効活用 (3)リユース食器の有効活用 (4)リユース活動の支援と周知 <b>【検討・開始】</b> (5)リユース施策の調査・研究	有効利用先の確保（リユースできるもの）	随時
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	分別区分及び回収方法の見直しの検討	随時
	リユース食器無料貸し出しの継続	年20件
	リサイクル事業所との連携継続	随時
	フリーマーケットの支援の継続	随時
リユース施策の調査・研究	随時	
<b>3 分別の徹底</b> <b>【充実】</b> (1)組成分析の実施 <b>【強化】</b> (2)正しい分別方法の周知 (3)清掃指導員による分別指導の徹底	組成分析の継続	年4回（可燃） 年2回（不燃）
	ごみ・リサイクルカレンダーでの周知	年1回
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映、パネルの展示、ごみ分別クイズなど）	年2回
	チラシの全戸配布	年1回
	戸別訪問による分別指導の実施	随時
	集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導	随時
	ごみ相談員との連携	随時
スマートフォンを活用した周知方法の検討	随時	
分別方法の見直しの検討	随時	

計画項目（取組内容）	施策	行動目標
<b>4 資源循環システムの構築</b> <b>【強化】</b> (1)資源物戸別・拠点回収の充実 (2)資源化ルートの構築と円滑な運用を推進 (3)生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進 (4)生ごみ堆肥化事業の推進 (5)枝木・雑草類・落ち葉の有効利用 <b>【検討・開始】</b> (6)未活用資源の有効利用方策の調査・研究	資源物戸別・拠点回収の継続	随時
	有効利用先の確保（資源物）	随時
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
	市ホームページでの周知	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	チラシの全戸配布	年1回
	家庭系生ごみ減量化処理機器購入費補助制度申請者拡大	年350件
	補助金交付要綱の整備による大型生ごみ処理機の申請者拡大	年3件
	ごみゼロ化推進員との情報交換	随時
	夏休み生ごみ投入リサイクル事業の推進	2,500人 (投入者延数)
	市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業の支援	随時
	地域の農業者やJA・市内農産物取扱店との連携	随時
	枝木・雑草類・落ち葉の回収方法の見直しの検討	随時
	使用済小型電子機器などを中間処理場にて選別・回収	随時
	難再生古紙拠点回収箇所の拡大の検討	随時
	未活用資源の有効利用方策の調査・研究	随時
<b>5 啓発活動の強化</b> <b>【強化】</b> (1)広報媒体を活用した啓発活動の強化 (2)分かりやすい広報媒体の作成 (3)キャンペーンの実施 (4)イベントへの出展 (5)転入者への啓発強化 (6)効果的な啓発活動の調査・検討	ごみ・リサイクルカレンダーの作成及び掲載内容の工夫	年1回
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）の発行及び掲載内容の工夫	年4回
	市ホームページへの掲載及び掲載内容の工夫	随時
	学習機会への参加及び学習の場の提供	年40回
	チラシ、アニメーションDVD、冊子などの活用	随時
	ごみ減量キャンペーンを実施（駅頭、イベント、店頭）	年15回
	イベントへの出展（アニメーションDVDの上映、パネルの展示、生ごみの水切りなど）	年2回
	集合住宅に係る関係者及び大学などとの連携による排出指導	随時
	他部署との連携強化	随時
	効果的な啓発活動の調査・検討	随時
	スマートフォンを活用した広報媒体及び周知方法の検討	随時

計画項目（取組内容）	施策	行動目標
6 環境教育・環境学習の推進	学習機会への参加及び学習の場の提供	年 40 回
<b>【強化】</b> (1)小・中学校における環境教育の推進 (2)町会・自治会・子供会・その他団体などへの学習の場の提供 (3)情報の提供	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 2 回
	市ホームページでの周知	随時
	情報提供の継続	随時
	7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進	ごみゼロ化推進会議（総会・全体会・役員会・運営委員会）の開催支援
<b>【強化】</b> (1)ごみゼロ化推進員による活動の支援 (2)ごみ相談員制度の認知度向上 (3)集団回収事業の支援 (4)市民・事業者・行政の連携体制の強化	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 1 回
	市ホームページでの周知	随時
	ごみゼロ化推進員との情報交換	随時
	町会・自治会・子供会への働きかけ	随時
	地域ネットワークの構築	随時
	8 拡大生産者責任の追及	国・都への働きかけ
9 事業活動における 3 R の推進	個別指導の実施	随時
<b>【強化】</b> (1)事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進 (2)事業系ごみの発生抑制の推進 (3)事業系ごみのリユース、リサイクルの推進 (4)事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 (5)リサイクル推進協力店の拡大 (6)店頭回収の推進	リサイクル推進協力店認定事業所の拡大	10 事業所
	ごみ・リサイクルカレンダーでの周知	年 1 回
	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年 2 回
	市ホームページでの周知	随時
	事業者が自主回収・自主処理を行うための店頭回収実施に向けた働きかけ	随時
	10 市施設における 3 R の推進	庁内向け検査の実施
<b>【強化】</b> (1)小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の推進 <b>【充実】</b> (2)進捗状況・実績報告の公表	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）による公表を継続	随時
	市ホームページによる公表を継続	随時

### 3 安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けた施策

安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、安全・安心・安定的な適正収集運搬の推進、可燃ごみの共同処理に向けた整備、廃棄物関連施設の整備、最終処分量の削減という4計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	行動目標
1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進	収集運搬体制の継続	随時
【充実】 (1)安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保 (2)ふれあい収集の推進	ふれあい収集の継続	随時
2 可燃ごみの共同処理に向けた整備	日野市及び国分寺市との3市共同による一部事務組合の設立	7月
【最優先強化】 (1)新可燃ごみ処理施設の整備 (2)広域支援による可燃ごみの処理	日野市及び国分寺市との3市共同による必要な事務手続きの実施	随時
	多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づく広域支援の依頼	随時
3 廃棄物関連施設の整備	中間処理場施設更新に向けた計画の策定	随時
【最優先強化】 (1)不燃・粗大ごみ中間処理場の更新 (2)廃棄物関連施設のあり方の検討	廃棄物関連施設の将来の処理機能及び再配置のあり方の検討	随時
4 最終処分量の削減	市報（ごみ減量・リサイクル特集号など）での周知	年2回
【強化】 (1)最終処分量の最少化 (2)適正な分別排出 (3)広域的な連携	市ホームページでの周知	随時
	東京たま広域資源循環組合構成市としての責任履行	随時

#### 4 廃棄物処理を支える体制の確立

計画の遂行を支えるために必要な事項である、廃棄物処理を支える体制の確立に向けて、災害発生時の対応に向けた体制整備、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携、収集・処理できない廃棄物への対応という3計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	行動目標
1 災害発生時の対応に向けた体制整備	災害時体制の整備を継続	随時
【充実】 (1)小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備 (2)小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	収集運搬業者と締結している「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を継続	随時
2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携	情報の共有	随時
【強化】 (1)多摩地域の自治体・一部事務組合との連携 (2)国・都との連携		

計画項目（取組内容）	施策	行動目標
3 収集・処理できない廃棄物への対応	情報提供の継続	随時
【充実】 (1)情報の提供 (2)関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	専門に取り扱う業者との情報交換	随時

## 5 生活環境保全の推進

計画の遂行を支えるための必要な事項である、生活環境保全の推進に向けて、不法投棄防止体制の確立、環境負荷低減の推進という2計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	行動目標
1 不法投棄防止体制の確立	パトロール強化の継続	随時
【充実】 (1)パトロールの強化 (2)不法投棄防止対策の推進 (3)市民・事業者・その他関係機関との連携強化	不法投棄防止対策の継続	随時
	連携強化を継続	随時
2 環境負荷低減の推進	低公害車の積極的な導入の継続	随時
【充実】 (1)収集車両への低公害車の導入 (2)グリーン購入の推進	グリーン購入の推進	随時

## 6 計画の実効性を高める仕組み

計画の遂行を支えるための必要な事項である、計画の実効性を高めるための仕組みづくりに向けて、計画の進行管理の実施、ごみ処理コストの検証という2計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目（取組内容）	施策	行動目標
1 計画の進行管理の実施	自己評価及び小金井市廃棄物減量等推進審議会にて点検・評価	随時
【強化】 (1)進捗状況の点検・評価		
2 ごみ処理コストの検証	情報公開の継続	随時
【充実】 (1)一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開 (2)環境基金の有効活用	有効活用の継続	随時

### 第3 ごみの排出と収集及び処理

#### 1 市指定収集袋による排出

次に掲げる廃棄物については、市指定収集袋によりそれぞれ分別して排出します。

- ア 家庭系一般廃棄物のうち燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみは、家庭用指定収集袋により排出します。
- イ 事業系一般廃棄物は、事業者の責任において、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋により排出することができます。

#### 2 収集の分別区分及び排出・収集方法など

分別区分ごとに排出したものは、戸別収集(集合住宅は、敷地内の専用ごみ集積所に排出したものを収集)します。また、拠点回収場所に持参した対象となる資源物については拠点回収します。

分別区分 (収集回収/ 体制)	ごみの内容	排出方法	備考
燃やすごみ (週2回/ 委託)	生ごみ・わた入りの製品・資源にならない紙・衛生上燃やすものなど	市指定収集袋(黄)に入れ、朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。ただし、紙おむつ、落ち葉(2袋まで)は透明又は半透明の袋に入れて排出する。(事業所から排出される燃やすごみ(紙おむつ含む、落ち葉(2袋まで)は除く)は、事業用指定収集袋で排出することができる。)	
燃やさないごみ (2週に1回/ 委託)	ゴム製品・ガラス類・せともの・小型家電製品*など	市指定収集袋(青)に入れ、朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。(事業所から排出される燃やさないごみは、事業用指定収集袋で排出することができる。)	*家電リサイクル法対象外の小型家電
プラスチックごみ (週1回/ 委託)	プラマーク有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	市指定収集袋(青)に入れ、朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。汚れなどによる異物の混入を避けるため、洗って乾かしてから排出する。(事業所から排出されるプラスチックごみは、事業用指定収集袋で排出することができる。)	
粗大ごみ(注) (随時/委託)	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	申込みをしてから、品目ごとに粗大ごみ処理券を貼って、収集予定日の朝8時30分までに敷地内に排出する。(事業所から排出される粗大ごみは収集しない。)	(注)家電リサイクル法対象外の粗大ごみ
有害ごみ (2週に1回/ 委託)	乾電池・蛍光管・水銀体温計・電球型蛍光管・ライター	透明又は半透明の袋に入れ、「有害」と書いて、朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。(事業所から排出される有害ごみは、事業用指定収集袋で排出することができる。)	

分別区分 (収集回収/ 体制)	ごみの内容	排 出 方 法	備 考
びん (2週に1回/ 委託)	ガラスびん(飲料 用・食料品用)	中身を使い切って、できるだけ袋に入れず、かごなどで朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。又は、びん・空き缶は中身を洗って、スーパーなどの拠点回収ボックスに持参する。(事業所から排出されるびん、スプレー缶、空き缶、金属は、事業用指定収集袋で排出することができる。)	拠点回収 は随時
スプレー缶 (2週に1回/ 委託)	スプレー缶・エアゾ ール缶・卓上カセッ トボンベなど		拠点回収 は随時
空き缶 (2週に1回/ 委託)	飲料缶・菓子缶・ 茶缶・缶詰缶など		
金属 (2週に1回/ 委託)	なべ・釜・やかん など		
ペットボトル (2週に1回/ 委託)	飲料用・醤油など 調味料用	中身を洗って、できるだけ袋に入れず、かごなどで朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出する。又は、スーパーなどの拠点回収ボックスに持参する。(事業所から排出されるペットボトルは、事業用指定収集袋で排出することができる。) ペットボトルキャップは、できるだけ取り除き拠点回収に持参する。	拠点回収 は随時
古紙・布 (週1回/ 委託)	新聞・段ボール・ その他の紙(雑 誌・ざつがみ)・紙 パック・シュレッ ダーごみ・布	朝8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ・新聞・段ボール：それぞれ紙ひもで縛って排出する。 ・その他の紙(雑誌・ざつがみ)：雑誌は紙ひもで縛って排出する。ざつがみは雑誌の間に挟み込むか、紙袋にまとめて入れ、口を閉じて排出する。 ・紙パック：洗って開いて乾かして、紙ひもで縛って排出する。又は、スーパーなどの拠点回収ボックスに持参する。 ・シュレッダーごみ：45l以内の透明又は半透明の袋に入れ、空気を抜いて排出する。 (事業所から排出される古紙は、家庭から通常排出される程度の量を排出することができる。) ・布：透明又は半透明の袋に入れ排出する。(事業所から排出される布は、事業用指定収集袋で排出することができる。)	紙パッ クの拠 点回 収は 随時  布は 収集 開始 (8時 30分) 直前 で雨 天の 場合 は回 収中 止
枝木・雑草類・ 落ち葉 (指定日/ 直営・委託)	枝木・雑草類・落 ち葉 (枝木・雑草類は1 束(袋)から、落ち 葉は3袋からの申 込制による回収。2 袋までの落ち葉は 燃やすごみとして 排出することが できる。)	申込みをしてから指定日の朝8時30分までに敷地内の排出場所に以下のとおり排出する。 ・枝木：1本の長さ1m以内、1本の直径15cm以内、束の大きさ30cm程度までをひもで束ねて排出する。 ・雑草類・落ち葉：45l以内の透明又は半透明の袋に入れて排出する。(事業所から排出される枝木・雑草類・落ち葉は、3束(袋)まで排出することができる。)	

分別区分 (収集回収/ 体制)	ごみの内容	排出方法	備考
乾燥生ごみ (週1回/ 直営)	家庭用電動生ごみ 処理機により乾燥 させた生ごみ	乾燥生ごみを市指定専用容器に入れ、収集日の 朝8時30分までに敷地内の排出場所に排出す る。又は、透明又は半透明の袋に入れて専用容 器設置施設(市内公共施設11箇所)で拠点回 収に持参する。	拠点回収 は随時
トレイ (随時/委託)	発泡スチロール製 トレイ	洗ってスーパーなどの拠点回収ボックスに持 参する。又は、プラスチックごみとして市指定 収集袋(青)に入れ、朝8時30分までに敷地 内の排出場所に排出する。	拠点回収 は随時
ペットボトル キャップ (随時/直営)	ペットボトルのキ ャップ	専用容器設置施設(公民館など市内公共施設 13箇所)に持参する。又は、プラスチックご みとして市指定収集袋(青)に入れ、朝8時 30分までに敷地内の排出場所に排出する。	拠点回収 は随時
くつ・かばん類 (月1回/ 直営)	くつ・かばん類	毎月第2火曜日14時~15時30分にリサイ クル事業所前に持参する。若しくは、燃やすご みとして市指定収集袋(黄)又は燃やさないご みとして市指定収集袋(青)に入れ、朝8時3 0分までに敷地内の排出場所に排出する。	拠点回収 は毎月1回
難再生古紙 (随時/委託)	防水加工された紙、 感熱紙、写真、紙製 緩衝材、アルミ付紙 パックなど	専用ボックス設置施設(公民館など市内公共 施設9箇所)に持参する。又は、燃やすごみ として市指定収集袋(黄)に入れ、朝8時30 分までに敷地内の排出場所に排出する。	拠点回収 は随時

### 3 適正処理方法

分別区分	中間処理		最終処理及び資源化
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ (家庭系) (市が収集する 事業系)	支援先焼却施設で焼却(委託)		焼却灰をエコセメント化 (二ツ塚廃棄物広域処分場)
燃やさない ごみ	破碎・ 選別 (委託)	金属破碎後のプ ラスチック類な ど	中間処理場  ・鉄・アルミなど金属を資源化(民 間処理施設) ・破碎後のプラスチック類などをケ ミカルリサイクル(民間処理施設) ・破碎後のプラスチック類などをサ ーマルリサイクル(民間処理施設) ・一部は埋立処分 (二ツ塚廃棄物広域処分場)
プラスチック ごみ	選別 (委託)	容器包装リサイ クル法対象の廃 プラスチック	民間処理施設  容器包装リサイクル法対象の廃プ ラスチックを公益財団法人日本容器包 装リサイクル協会(以下、「容器包装 リサイクル協会」という。)に引き渡 し資源化  容器包装リサイクル法対象外の廃プ ラスチックをケミカルリサイクル (民間処理施設)

分別区分	中間処理		最終処理及び資源化	
	処理方法	処理場所		
粗大ごみ (可燃系)	破砕 (委託)	木質家具などは 板状に分解 (ふとんは中間 処理をしていない)	中間処理場	木質家具などをサーマルリサイクル (民間処理施設)
				ふとんをサーマルリサイクル (民間処理施設)
				再使用可能なものを修理し販売 (リサイクル事業所)
粗大ごみ (不燃系)	選別・ プレス (委託)	自転車・保管庫 など大部分が金 属のもの	中間処理場	自転車・保管庫など大部分が金属の ものを資源化(民間処理施設)
				鉄・アルミなど金属を資源化 (民間処理施設)
	破砕・ 選別 (委託)	上記以外の複合 素材、金属、破 砕後のプラスチ ック類など		破砕後のプラスチック類などをケミ カルリサイクル(民間処理施設)
				破砕後のプラスチック類などをサー マルリサイクル(民間処理施設)
				一部は埋立処分 (二ツ塚廃棄物広域処分場)
				再使用可能なものを修理し販売 (リサイクル事業所)
有害ごみ	破砕・選別(委託)	中間処理場	一部資源化・埋立処分 (民間処理施設)	
びん	選別(委託)	民間処理施設	資源化(民間処理施設)	
スプレー缶	穴あけ・プレス(委託)	中間処理場	資源化(民間処理施設)	
空き缶	選別・プレス(委託)	中町中間処理 施設	資源化(民間処理施設)	
金属	選別(委託)	中町中間処理 施設	資源化(民間処理施設)	
ペットボトル	選別・プレス(委託)	中町中間処理 施設	一部を容器包装リサイクル協会に引 渡し資源化	
			一部を民間処理施設で資源化	
古紙			資源化(民間処理施設)	
布	選別(委託)	中町中間処理 施設	資源化(民間処理施設)	
枝木・雑草類・ 落ち葉	チップ化(委託)	民間処理施設	堆肥化など(民間処理施設)	
乾燥生ごみ	堆肥化(委託) ※実験中	中町肥料化 実験施設	市民及び市内農家に無償配布	

分別区分	中間処理		最終処理及び資源化
	処理方法	処理場所	
トレイ	選別・減容（委託）	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
ペットボトル キャップ			NPO法人に寄付し資源化
くつ・かばん類	選別（直営）	中町中間処理施設	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別（委託）	民間処理施設	資源化（民間処理施設）

## 第4 市民・事業者の役割

### 1 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動し、発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、リユース、リサイクル）の推進に取り組みます。

- (1) まずは、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組みます。ごみになるものとはもらわない・買わない取組（過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど）、食品ロスの削減（食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど）、生ごみの水切り及び自家処理の推進並びにマイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進を図ります。
- (2) 次に、使えるものは何度でも使うリユースに取り組みます。不用になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切に取る取組を実行します。
- (3) そして、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルに取り組みます。燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみには、まだ資源物の混入が見受けられることから、計画に沿った分別を徹底することで、「混ぜればごみ、分ければ資源」の取組を実行します。
- (4) トレイ・ペットボトル・紙パックなど販売事業者が実施している店頭回収を利用します。
- (5) 市が収集しない一般廃棄物（P45ページ参照）について、市の定める方法に従い適正処理します。

### 2 事業者の役割

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守して、ごみを独自に又は他の事業者と共同して適正に処理します。また、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3R（発生抑制、リユース、リサイクル）の推進に取り組みます。

- (1) 製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それら製造、加工、販売されたものが廃棄物となった場合、適正処理が困難にならないような製品、容器などの製造、加工、販売します。
- (2) 事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬若しくは一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬業許可業者に運搬させ市長の指定した場所若しくは一般廃棄物処理施設(オリックス資源循環株式会社(埼玉県寄居町)、株式会社アイル・クリーンテック(埼玉県寄居町)、株式会社アルフォ(大田区)、バイオエナジー株式会社(大田区)、株式会社ジェイ・アール・エス(埼玉県所沢市)、有限会社ブライトピック(千葉県柏市)、株式会社フジコー(千葉県白井市)、エルエス工業株式会社(栃木県那須塩原市)など)にて適正処理します。
- (3) レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底に取り組みます。
- (4) 丈夫で壊れにくい製品の製造と販売及び修理体制を確保します。
- (5) 販売事業者はトレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収に取り組みます。

## 第5 ごみ処理施設の維持・管理に関する事項

### 1 不燃ごみ処理施設

- (1) 施設名:小金井市中間処理場
- (2) 所在地:小金井市貫井北町1-8-25
- (3) 型式:高速回転複合式縦型破砕機
- (4) 処理能力:30t/5h(30t/5h×1基)
- (5) 現状:

燃やさないごみと粗大ごみを破砕・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度及び平成19年度に臭気対策を第一義におおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行ったが、昭和61年12月の稼働以来28年が経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。

今後、施設の更新に向け地域との協議を進めていく予定です。また、新たに事務所棟を建設したことにより、見学者コース及び展示品の充実を図り、環境教育にも役立つ施設としています。

### 2 廃棄物最終処分場

- (1) 施設名:日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設  
(設置主体:東京たま広域資源循環組合)
- (2) 所在地:東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内
- (3) 構成市:本市を含む多摩地域25市1町

(4) 現 状:

本市を含む多摩地域25市1町から排出されるごみは、焼却処理や破碎処理をして日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設に搬入されています。破碎処理した不燃系ごみは埋立て、焼却灰はエコセメントにリサイクルされています。

平成10年1月の埋立て開始時は埋立て可能な量が約370万m<sup>3</sup>で、平成26年3月末までに全体の約44.6%に相当する量の埋立てが終了しています。エコセメント事業は、焼却灰からエコセメントを生産し、幅広く生活の中に定着させることにより、処分場の延命を図っています。

しかし、不燃系ごみの埋め立ては、現在も継続して行われており、限りある処分場を有効に利用していかなくてはなりません。

本市では平成18年度から燃やさないごみの3分別収集を実施し、不燃系ごみの資源化に取り組み、埋立量の削減に努めています。

## 第6 動物の死体処理について

### 1 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

### 2 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) ノラ犬、ノラ猫など飼い主不明の死体

### 3 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

## 第7 し尿及び浄化槽汚泥の処理について

### 1 収集及び運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集方法については、下表のとおりです。

(単位：kl)

し尿・ 浄化槽 汚泥	排出者	収集・運搬 見込み量	収集地域	収集回数	収集方法
	一般家庭 事業所				
	77	市内全域	月2回 随時	(委託) バキューム車による収集	

## 2 し尿及び浄化槽汚泥の処理

武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理します。

構成市における公共下水道の普及に伴いし尿搬入量は年々減少し、同組合処理施設の処理能力200kl／日に対し、現在の処理量は6kl／日程度です。ただし、この処理施設は建設後50年以上経過し、老朽化が進んだため改修工事が行われ、現在、処理能力を6kl／日に縮小し運転をしています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

処理施設の概要は次のとおりです。

- (1) 施設名：湖南処理場（湖南衛生組合）
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5-1
- (3) 形式：希釈前処理方式
- (4) 処理能力：6kl／日

## 第8 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

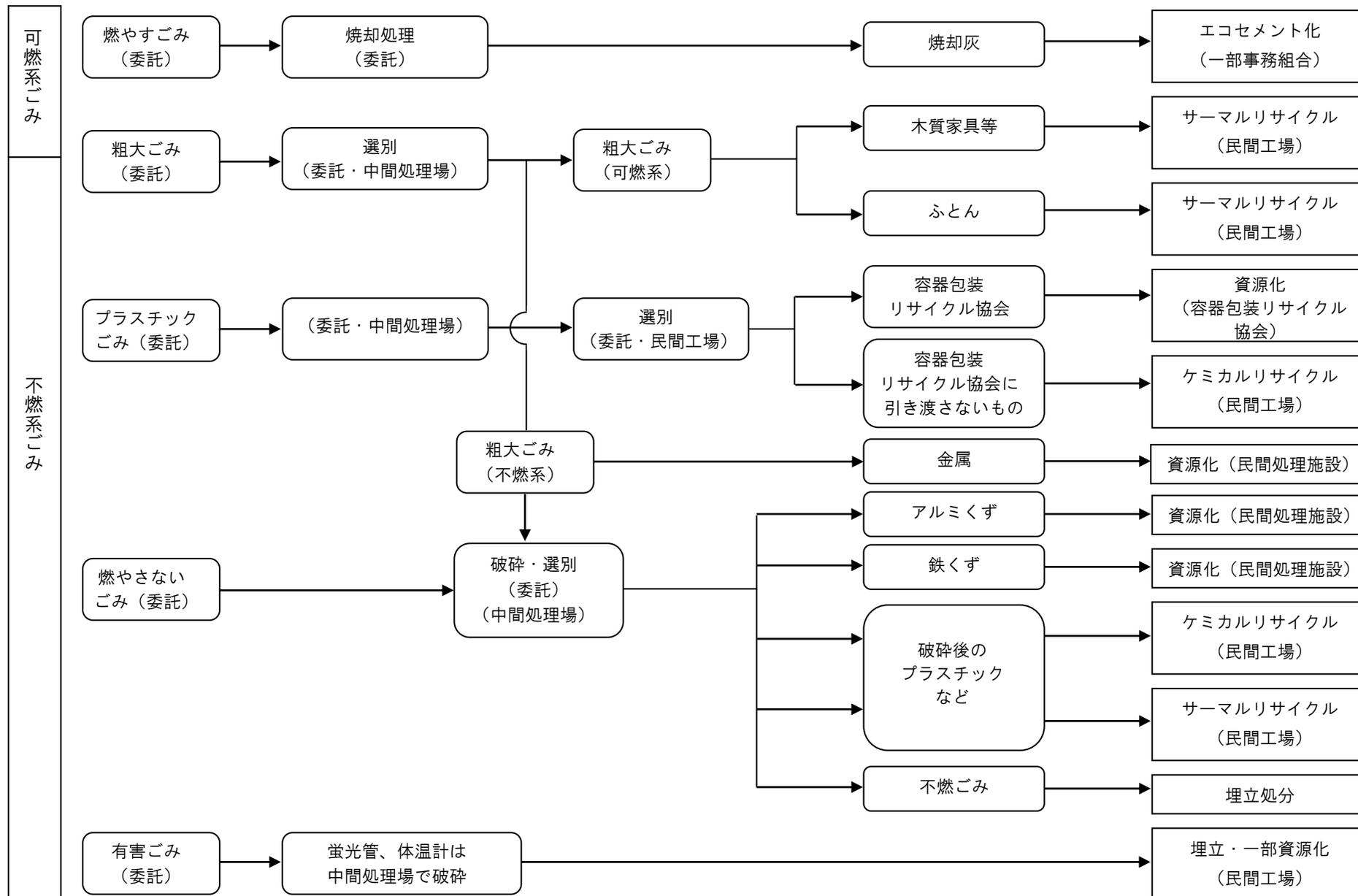
### 1 市が収集しない一般廃棄物について

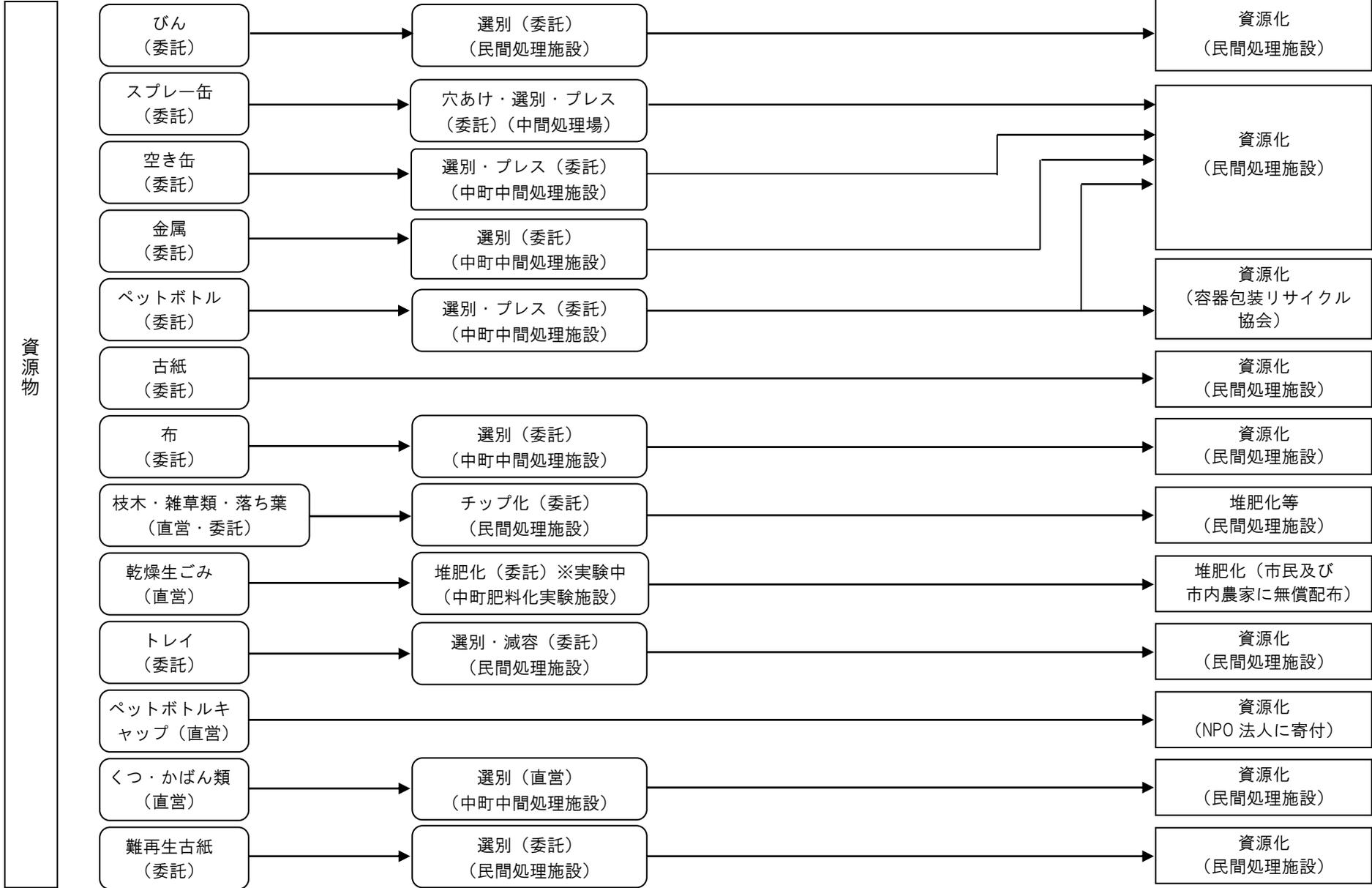
- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン  
(家電リサイクル法に基づき販売店により回収される)
- (2) パソコン  
(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収される)
- (3) ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材のものは燃やすごみへ）、フロンガスを使用している製品など（危険、有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収処理させる（適正処理困難物又はそれに準ずるもの））
- (4) オートバイ  
(メーカーにより自主回収される)
- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針  
(市内薬局により自主回収される)

### 2 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集、運搬及び処分の方法を変更することがあります。

別紙 平成 27 年度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図





燃やすごみの処理量の昨年度との月別の比較について

単位：トン

項目	平成25年度				平成26年度				比較増減量 (G = F - C)	比較増減率
	合計(C = A+B)				合計(F = D+E)					
	家庭系(A)	家庭系 収集日数	事業系(B)		家庭系(D)	家庭系 収集日数	事業系(E)			
4月	1,038.4	26	34.9	1,073.3	1,061.7	26	26.9	1,088.6	15.3	1.4%
5月	1,078.3	27	34.1	1,112.4	1,063.1	27	21.6	1,084.7	△ 27.7	△ 2.5%
6月	999.8	25	28.6	1,028.4	963.9	25	20.0	983.9	△ 44.5	△ 4.3%
7月	1,087.7	27	31.2	1,118.9	1,108.7	27	24.9	1,133.6	14.7	1.3%
8月	1,019.3	27	27.7	1,047.0	1,013.1	26	22.3	1,035.4	△ 11.6	△ 1.1%
9月	942.1	25	29.4	971.5	1,001.6	26	25.6	1,027.2	55.7	5.7%
10月	1,056.5	27	32.6	1,089.1	1,041.3	27	23.7	1,065.0	△ 24.1	△ 2.2%
11月	1,030.8	26	28.8	1,059.6	987.4	25	21.0	1,008.4	△ 51.2	△ 4.8%
12月	1,059.6	25	28.9	1,088.5	—	—	—	—	—	—
1月	1,036.7	24	29.1	1,065.8	—	—	—	—	—	—
2月	869.9	23	28.1	898.0	—	—	—	—	—	—
3月	975.9	26	28.5	1,004.4	—	—	—	—	—	—
合計	12,195.0	308	361.9	12,556.9	8,240.8	209	186	8,426.8	△ 73.4	△ 0.9%

## 基本計画・処理計画策定に係る今後のスケジュール

	開催日	時間	開催場所	主な審議内容予定
第7回審議会	平成26年12月12日(金)	18:00～20:00	801会議室	処理計画の策定(諮問・審議)
市民説明会	平成26年12月18日(木)	17:00～19:00	801会議室	基本計画説明会(市民の意見を聴く会)
パブリックコメント	平成26年12月19日(金)～平成27年1月19日(月)	—	—	基本計画に対する市民の意見募集
第8回審議会	平成27年1月16日(金)	15:00～17:00	801会議室	処理計画の策定(審議)
第9回審議会	平成27年2月6日(金)	15:00～17:00	第一会議室	処理計画の策定(審議)
第10回審議会	平成27年2月19日(木)	18:00～20:00	801会議室	基本計画の策定(パブリックコメント結果報告・審議) 処理計画の策定(審議)
第11回審議会	平成27年3月13日(金) または、3月19日(木)	18:00～20:00	801会議室	基本計画の策定(審議・答申) 処理計画の策定(審議・答申)

- ※ 開催場所：第一会議室＝本庁舎3階第一会議室、801会議室＝第二庁舎8階801会議室  
 ※ 審議内容：基本計画＝一般廃棄物処理基本計画、処理計画＝平成27年度一般廃棄物処理計画  
 ※ 審議会開催日時、開催場所、開催数、審議内容等については、今後の状況に応じて変わります。

## 小金井市一般廃棄物処理基本計画（案）の概要について

### 1 小金井市一般廃棄物処理基本計画策定の背景及び目的

本市では、平成18年3月に「小金井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とし、ごみ処理施策を実践する指標として策定しました。

この間、本市の可燃ごみを処理していた二枚橋衛生組合の焼却炉は、施設の老朽化に対応するため大規模な改修・補強工事などに取り組み、建替えについても検討してきましたが、これを実現するには至らず、平成19年3月に全焼却炉の運転を停止して以降、多摩地域の自治体及び一部事務組合にお願いしているところ です。

本市ではその後、日野市、国分寺市との3市での可燃ごみの共同処理を目指し、平成26年1月、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し「新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結しました。

前計画については、当初、おおむね中間年での見直しを予定していましたが、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったことから見直しについて延伸をしてきたところですが、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まったことから、前基本計画の最終年度である平成27年度から1年計画を早め、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえ、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取り組みを長期的・総合的に実践するための指針として、新たな「小金井市一般廃棄物処理基本計画」を別紙案のとおり策定することとしました。

### 2 計画策定の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市のごみ処理に関する基本的事項について定めたものです。

また、本計画は、市の長期総合計画及び環境基本計画の下に位置付けられるものです。

### 3 計画の対象期間

計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とし、平成31年度までの前期と平成36年度までの後期に分けて各種施策を展開します。

また、環境省の指針「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、おおむね5年ごとに見直すこととし、その他、社会動向・法制度動向に応じて柔軟に見直しを図ることとします。

### 4 計画の要点

#### (1) 目指す将来像

限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な「循環型社会の形成」の実現に向けて、3R（発生抑制、リユース、リサイクル）を推進する「循環型都市小金井の形成 ～ごみゼロタウン小金井～」を目指します。

#### (2) 市民・事業者・行政の役割

##### ア 市民

- 発生抑制（ごみになるものは買わない・もらわない・食品ロスの削減など）
- リユース（不用となったものは必要な人に譲るなど）
- リサイクル（資源物の分別徹底など）

イ 事業者

- レジ袋の削減、環境に優しい製品やサービスの提供など

ウ 行政

- 市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートなど施策の展開

(3) 計画の目標値

市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

平成25年度（基準年度）からマイナス10%減量 356g/人・日以下

(4) 2つの基本方針及び14の計画項目

ア 発生抑制を最優先とした3Rの推進

- ごみを出さないライフスタイルの推進
- リユースの推進
- 分別の徹底
- 資源循環システムの構築
- 啓発活動の強化
- 環境教育・環境学習の推進
- 地域におけるひとつづくり・まちづくりの促進
- 拡大生産者責任の追及
- 事業活動における3Rの推進
- 市施設における3Rの推進

イ 安心・安全・安定的な適正処理の推進

- 安心・安全・安定的な収集運搬の推進
- 可燃ごみの共同処理に向けた整備
- 廃棄物関連施設の整備
- 最終処分量の削減

(5) 計画の遂行を支えるために必要な事項

ア 廃棄物処理を支える体制の確立

- 災害発生時の対応に向けた体制整備
- 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携
- 収集・処理できない廃棄物への対応

イ 生活環境保全の推進

- 不法投棄防止体制に確立
- 環境負荷低減の推進

ウ 計画の実効性を高める仕組み

- 計画の進行管理の実施
- ごみ処理コストの検証

5 問合せ先

小金井市環境部ごみ対策課減量推進係

〒184-8504 小金井市本町6-6-3

電話 042-387-9835

FAX 042-383-6577

メールアドレス s040299@koganei-shi.jp

# **小金井市一般廃棄物処理基本計画**

**循環型都市小金井の形成**

**～ ごみゼロタウン小金井を ～**

(案)



## 目 次

序 章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけと対象期間	2
第1章 本市の現状と課題	4
第1節 前計画における数値目標と実績	4
第2節 ごみ・資源物の排出量・処理量の推移	6
第3節 前計画の施策実施状況	12
第4節 小金井市の抱える課題	28
第2章 基本方針	36
第1節 目指す将来像	36
第2節 基本方針	37
第3節 市民・事業者・行政の役割	38
第4節 計画の目標値	40
第5節 将来予測	42
第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	44
第1節 計画の体系	44
第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進	46
第3節 安心・安全・安定的な適正処理の推進	60
第4節 廃棄物処理を支える体制の確立	64
第5節 生活環境保全の推進	67
第6節 計画の実効性を高める仕組み	69
第4章 生活排水処理基本計画	71
第1節 生活排水処理の現状	71
第2節 今後の取組	72



## 序章 計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の背景と目的

小金井市(以下、「本市」という。)では、平成18年(2006年)3月に「小金井市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下、「前計画」という。)を策定しました。

前計画は、平成18年(2006年)度から平成27年(2015年)度までの10年間を計画期間とし、計画期間を前期・後期に分け、おおむね中間年での見直しを予定していましたが、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったことを踏まえ、見直しについて延伸をしてきたところです。

本市の可燃ごみを焼却処理していた二枚橋衛生組合の焼却炉は、施設の老朽化に対応するため大規模な改修・補強工事などに取り組み、建替えについても検討してきましたが、これを実現するには至らず、平成19年(2007年)3月、全焼却炉の運転を停止しました。そのため平成19年(2007年)4月以降、多摩地域の自治体及び一部事務組合に可燃ごみの処理をお願いしているところです。各施設の周辺住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

新たな可燃ごみ共同処理体制への移行に向けては、平成26年(2014年)1月、日野市・国分寺市・本市の3市にて、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し「新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を締結しました。この結果を踏まえ、本市は両市とともに新可燃ごみ処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指し、整備事業を実施します。

本市では、可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まったことから、前計画期間の最終年度である平成27年(2015年)度から計画を1年早め、本市のごみ処理施策の展開や中長期的な展望などを踏まえ、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を長期的・総合的に実践するための指針として、新たな「小金井市一般廃棄物処理基本計画」(以下、「本計画」という。)を策定することとします。

## 第2節 計画の位置づけと対象期間

### 1 基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、一般廃棄物処理の基本計画として、本市の上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画及び小金井市環境基本計画との整合を図った上で策定するものです。なお、本計画を推進するための年度毎の具体的な取組については、毎年度策定する実施計画「一般廃棄物処理計画」で定めるものとします。

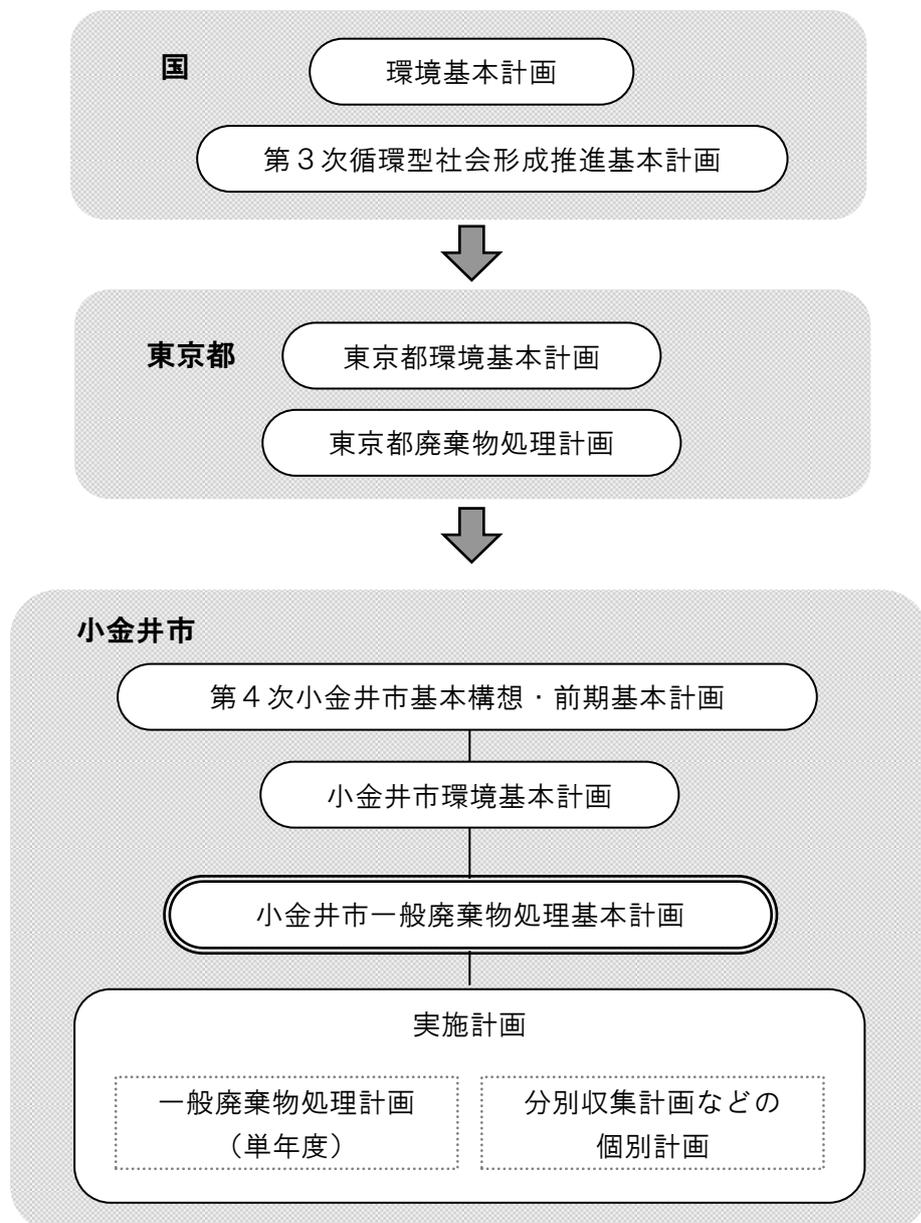


図 0-1 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ



# 第1章 本市の現状と課題

## 第1節 前計画における数値目標と実績

### 1 市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量の目標値と実績の推移

市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量は、平成19年(2007年)度に前期目標値及び後期目標値ともに達成しています。

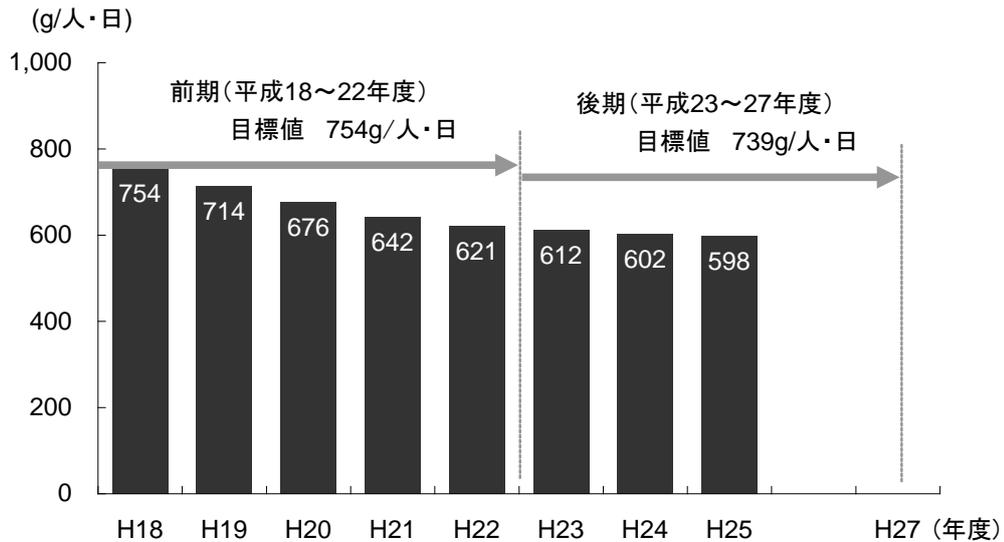


図 1-1 市民1人1日あたりのごみ・資源物排出量の目標と実績

### 2 焼却処理量の目標値と実績の推移

焼却処理量は、平成19年(2007年)度に前期目標値を達成し、平成20年(2008年)度には後期目標値を達成しています。

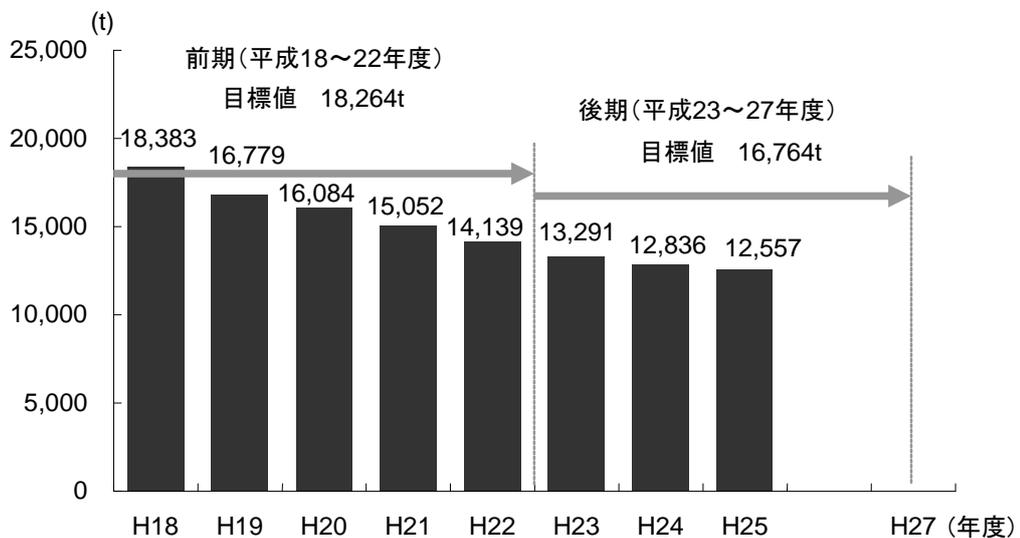


図 1-2 焼却処理量の目標と実績

### 3 埋立処分量の目標値と実績の推移

埋立処分量は、平成18年(2006年)度に前期目標値及び後期目標値ともに達成しています。

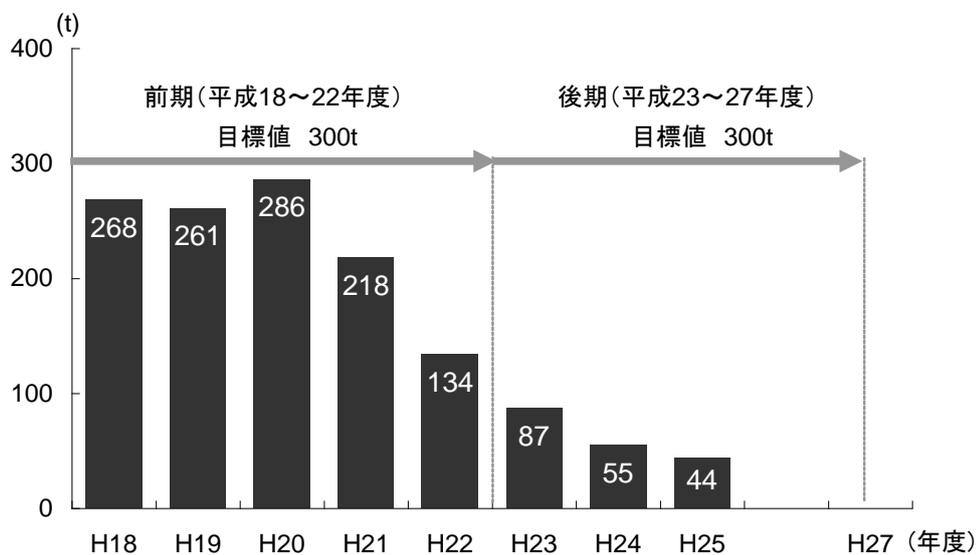


図 1-3 埋立処分量の目標と実績

## 第2節 ごみ・資源物の排出量・処理量の推移

### 1 排出量の推移

#### (1) 排出量の推移

排出量は、平成18年(2006年)度から平成24年(2012年)度まで減少傾向となりました。平成25年(2013年)度は、平成24年(2012年)度と比較すると、事業系ごみは減少しましたが、家庭系ごみが増加に転じたことから、総排出量が増加しました。

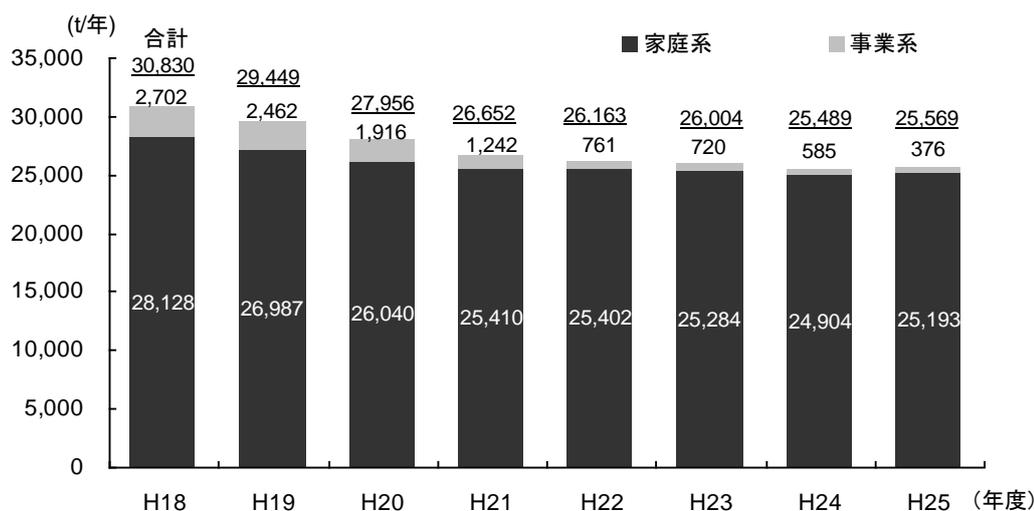


図 1-4 排出量の推移

#### (2) 項目別排出量の推移

燃やすごみは、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで減少傾向となりました。燃やさないごみは、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで増減を繰り返しつつ、増加傾向となりました。プラスチックごみ及び資源物は、同様に増減を繰り返しつつ、減少傾向となりました。

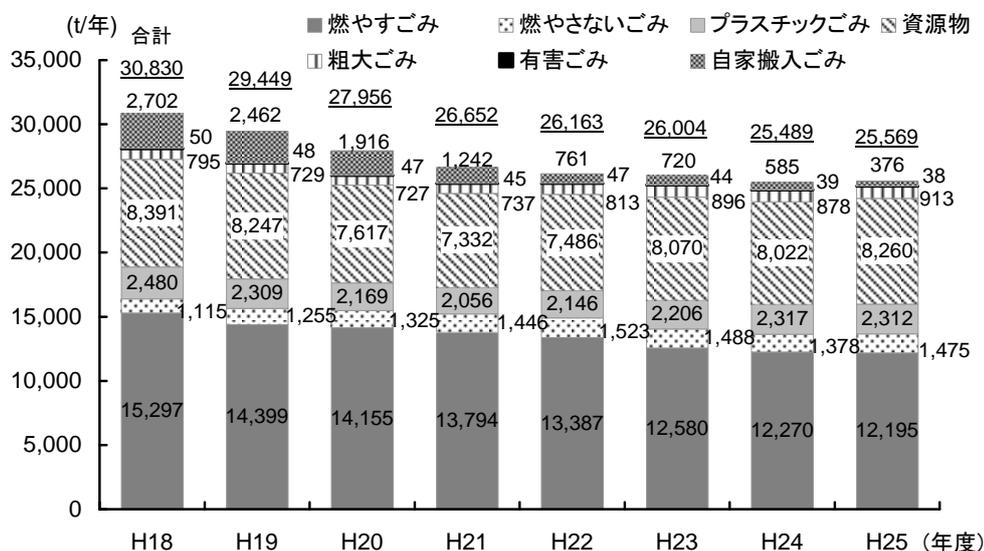


図 1-5 項目別排出量の推移

## 2 市民1人1日あたりの排出量の推移

### (1) 市民1人1日あたりの排出量の推移

市民1人1日あたりの排出量は、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで減少傾向となりました。平成25年(2013年)度は、平成24年(2012年)度と比較すると、家庭系ごみは増加に転じましたが、事業系ごみは減少しました。

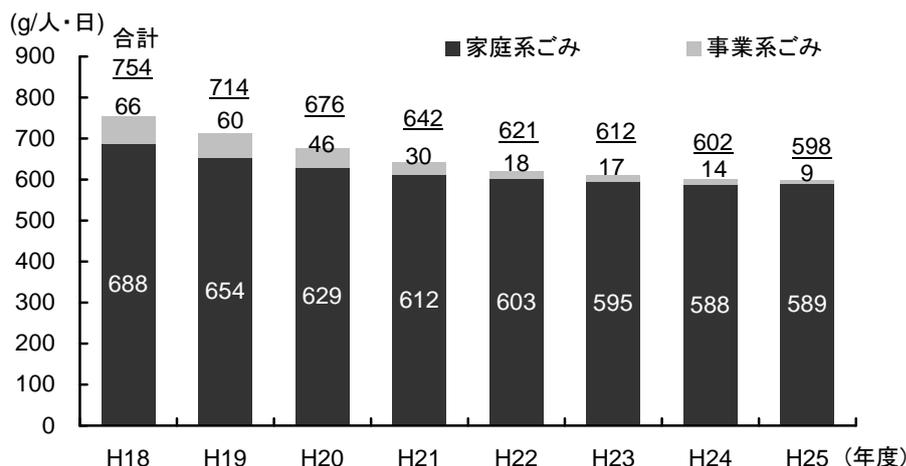


図 1-6 市民1人1日あたりの排出量の推移

### (2) 市民1人1日あたりの項目別排出量の推移

燃やすごみは、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで減少傾向となりました。燃やさないごみは、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで増減を繰り返しつつ、増加傾向となりました。プラスチックごみ及び資源物は、同様に増減を繰り返しつつ、減少傾向となりました。

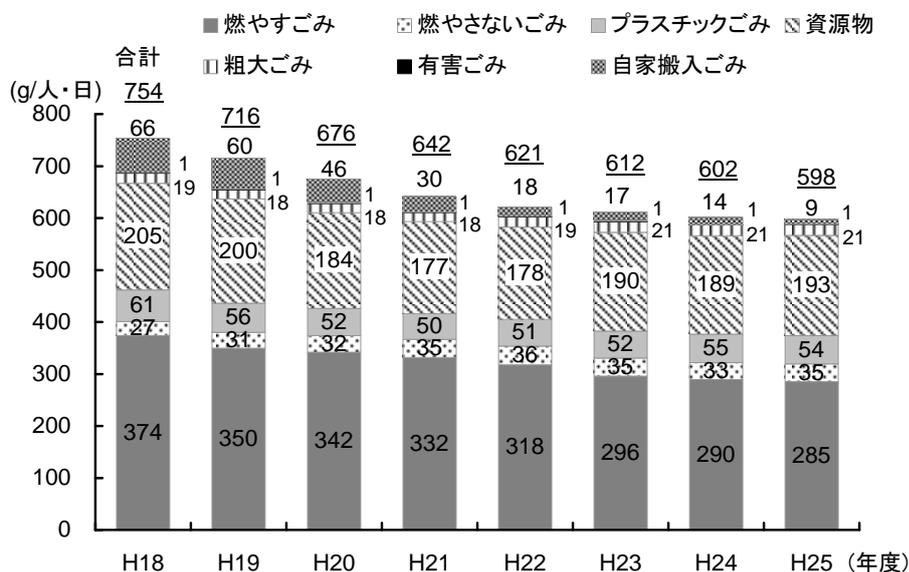


図 1-7 市民1人1日あたりの項目別排出量の推移

### 3 燃やすごみの焼却処理量及び不燃・粗大ごみの中間処理量

#### (1) 燃やすごみの焼却処理量の推移

燃やすごみの焼却処理量は、家庭系ごみ及び事業系ごみ(自家搬入ごみ)ともに、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで減少傾向となりました。

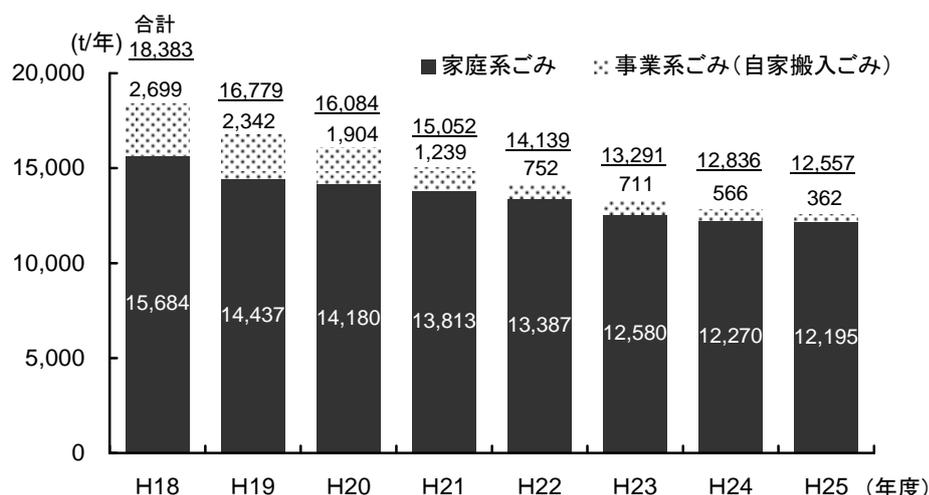


図 1-8 焼却処理量の推移

#### (2) 不燃・粗大ごみの中間処理量の推移

燃やさないごみは、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで増減を繰り返しつつ、増加傾向となりました。プラスチックごみは、同様に増減を繰り返しつつ、減少傾向となりました。不燃系粗大ごみは、平成18年(2006年)度から平成20年(2008年)度までは減少傾向となり、平成21年(2009年)度から平成25年(2013年)度までは増加傾向となりました。

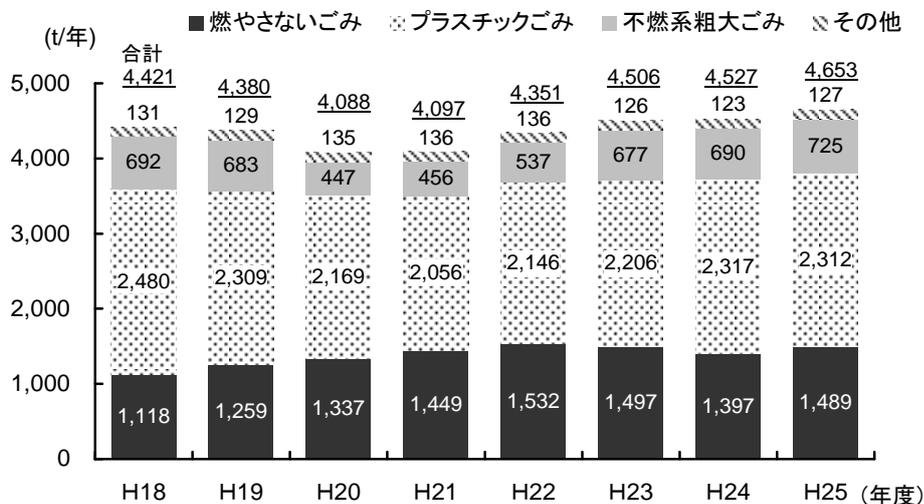


図 1-9 不燃・粗大ごみの中間処理量の推移

## 4 資源化量の推移

戸別回収(ごみ及び資源物)の資源化量は、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで増減を繰り返しつつ、減少傾向となりました。

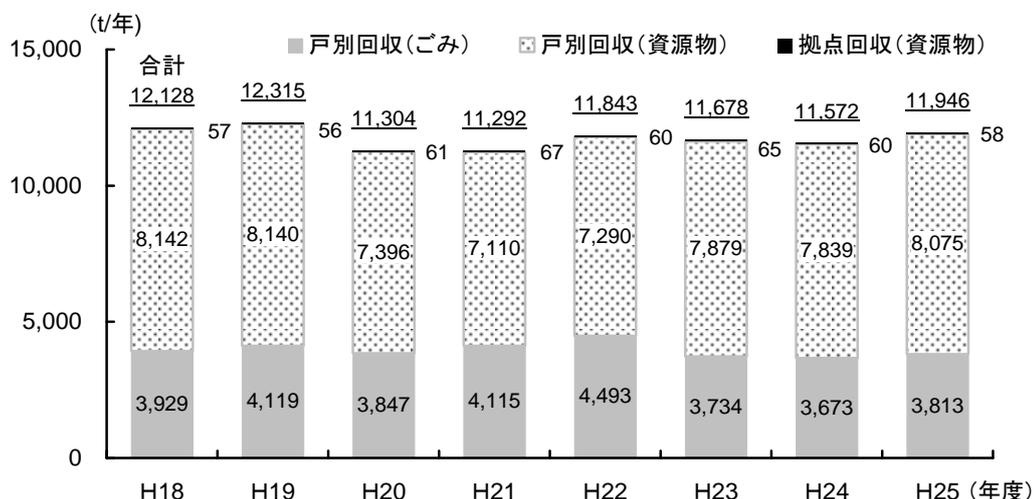


図 1-10 資源化量の推移

## 5 集団回収の実施団体登録数及び回収量の推移

集団回収の実施団体登録数及び回収量は、平成18年(2006年)度から平成20年(2008年)度まではほぼ横ばいに推移していましたが、平成21年(2009年)度から平成25年(2013年)度までは増加傾向となりました。

表 1-1 集団回収の実施団体登録数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
子ども会	43	44	42	42	41	43	43	42
自治会	20	19	22	41	50	54	59	72
その他の団体	31	30	30	30	29	27	27	26
合計	94	93	94	113	120	124	129	140

表 1-2 集団回収量の実績の推移

品目	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新聞	676	659	614	679	671	709	681	671
雑誌	250	273	282	373	395	455	463	469
段ボール	189	207	217	232	215	231	247	283
紙パック	5	5	5	7	7	6	6	6
アルミ缶	10	11	13	18	19	21	24	26
スチール缶	0	0	0	2	3	4	7	8
布	33	33	34	48	57	69	77	80
びん	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	1,163	1,188	1,165	1,359	1,367	1,495	1,505	1,544

## 6 最終処分量

最終処分量である埋立処分量及び焼却灰は、平成18年(2006年)度から平成25年(2013年)度まで増減を繰り返しつつ、減少傾向となりました。焼却灰は、平成18年(2006年)度から、全量をエコセメント化しています。

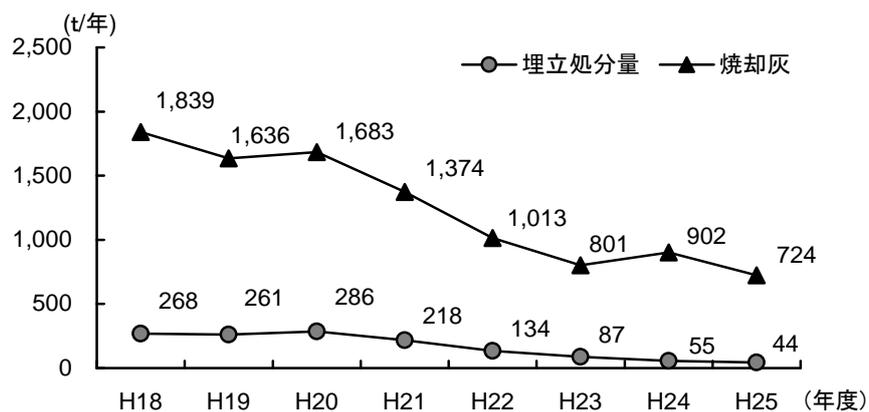


図 1-11 最終処分量の推移

## 7 その他

### (1) 一般廃棄物処理実態調査

環境省発表「一般廃棄物処理実態調査(平成24年(2012年)度版)」によると、人口10万人以上50万人未満の自治体の中で、市民1人1日あたりのごみ総排出量(家庭系ごみ、事業系ごみ、資源物、集団回収含む)は、637gで全国1位となりました。

### (2) ごみ処理経費

総務省地方財政状況調査の清掃費を参考に市民1人あたり及び1tあたりの年間ごみ処理経費を算出すると、平成20年(2008年)度から平成24年(2012年)度まで多摩地域の平均値を上回っており、更に、平成21年(2009年)度からは増加傾向となりました。しかし、平成22、23、24年(2010、2011、2012年)度は、旧二枚橋衛生組合施設解体等工事に係る費用のうち2市負担分(調布市、府中市)が含まれていることから、この費用を除いた市民1人あたり及び1tあたりの年間ごみ処理経費を算出すると、多摩地域の平均値を上回っていますが、ほぼ横ばい傾向となりました。

表 1-3 ごみ処理経費

行政区分	年度	単位	H20	H21	H22	H23	H24
<b>小金井市</b>							
行政区域内人口		人	113,379	113,738	115,351	116,147	116,092
ごみ排出量		t	29,121	28,011	27,530	27,499	26,994
清掃費(小金井市①) ※1		千円	3,094,029	2,845,632	3,089,904	3,249,387	3,587,661
市民1人あたりの年間ごみ処理経費		円/人・年	27,289	25,019	26,787	27,977	30,904
1tあたりの年間ごみ処理経費		円/t・年	106,247	101,590	112,238	118,164	132,906
清掃費(小金井市②) ※2		千円	3,094,029	2,845,632	3,034,294	2,989,073	3,007,817
市民1人あたりの年間ごみ処理経費		円/人・年	27,289	25,019	26,305	25,735	25,909
1tあたりの年間ごみ処理経費		円/t・年	106,247	101,590	110,218	108,698	111,425
<b>多摩地域平均</b>							
行政区域内人口		人	4,103,973	4,128,529	4,144,325	4,150,648	4,151,161
ごみ排出量		t	1,293,306	1,236,098	1,213,426	1,207,949	1,197,672
清掃費		千円	80,949,183	83,236,382	82,244,402	77,475,279	76,893,302
市民1人あたりの年間ごみ処理経費		円/人・年	19,725	20,161	19,845	18,666	18,523
1tあたりの年間ごみ処理経費		円/t・年	62,591	67,338	67,779	64,138	64,202

※1 小金井市①は、総務省地方財政状況調査の清掃費を参考に算出した数値。

※2 小金井市②は、平成 22、23、24 年(2010、2011、2012 年)度総務省地方財政状況調査の清掃費に含まれる旧二枚橋衛生組合施設解体等工事に係る費用のうち、調布市・府中市負担分を小金井市①から差し引いたもの。ただし、平成 20、21 年(2008、2009 年)度については、旧二枚橋衛生組合施設解体等工事に係る費用の計上がないことから、小金井市①と同様の数値を記載。

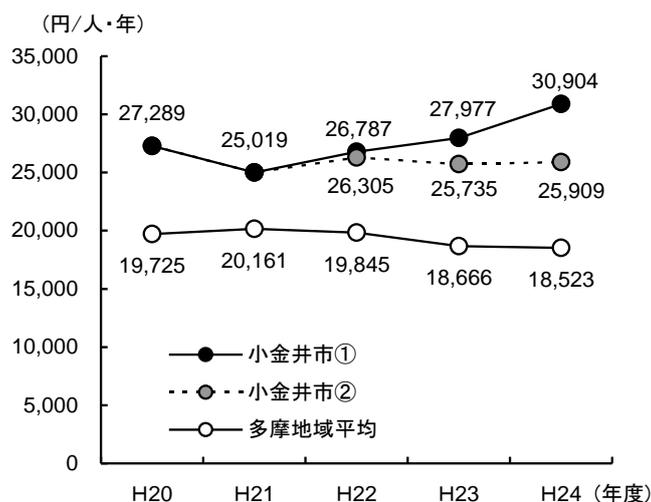


図 1-12 市民 1 人あたりの年間ごみ処理経費

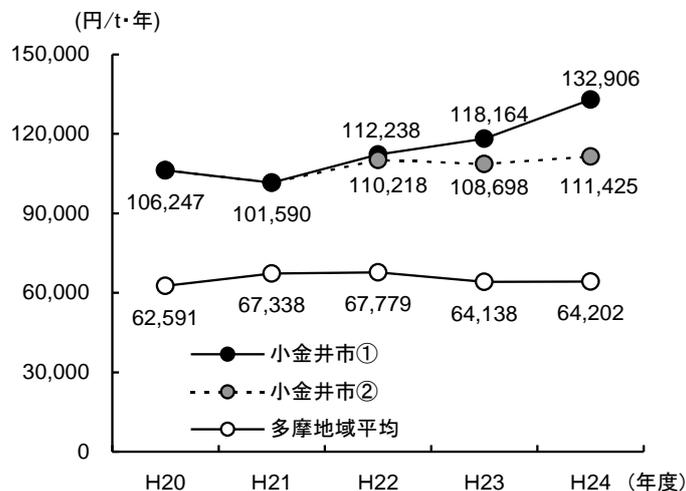


図 1-13 1t あたりの年間ごみ処理経費

### 第3節 前計画の施策実施状況

前計画における各施策の実施状況は、以下のとおりです。

#### 1 発生抑制を最優先したひとづくり・まちづくり

##### (1) 【重点】小金井市ごみゼロ化推進会議の設置

###### ① 小金井市ごみゼロ化推進会議の設置

町会・自治会などから推薦を受けた者、公募市民及び一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者をごみゼロ化推進員として市長が委嘱し、一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化などに向けた市の施策への協力などを行うため、平成18年(2006年)10月に、ごみゼロ化推進会議を発足しました。

##### (2) 地域コミュニティにおけるごみゼロ化・まちの美化への取組促進

###### ① ごみゼロ化推進員による活動の展開

ごみゼロ化推進員は、ごみゼロ化啓発部会・事業所部会・まち美化部会の3つの部会に分かれて活動しています。キャンペーン活動(ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参)、講演会の企画、事業所ごみの実態調査及び清掃活動など、多岐にわたる活動を行っています。また、平成23年(2011年)10月にごみ相談員制度を発足し、地域におけるごみ分別指導の浸透に向けた取組を進めています。地域コミュニティにおけるごみの減量及び資源化の推進並びにまちの美化に向けて、ごみゼロ化推進員・事業者・行政の連携強化を図ることが求められます。

表 1-4 ごみゼロ化推進員活動実績

	ごみゼロ化推進会議 (年1回総会)			
	3部会共通	ごみゼロ化啓発部会	事業所部会	まち美化部会
	開催実績			
	(役員会/キャンペーン)	(運営委員会/全体会)		
平成21年度	8回/23回	7回/8回	5回/4回	4回/2回
平成22年度	8回/21回	7回/8回	5回/4回	4回/2回
平成23年度	9回/16回	9回/6回	7回/4回	3回/2回
平成24年度	7回/12回	8回/8回	5回/5回	3回/1回
平成25年度	6回/16回	7回/8回	10回/5回	4回/1回

表 1-5 各部会の主な活動内容

<p>【ごみゼロ化啓発部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学習会、見学会及び講演会などの企画</li> <li>○夏休み生ごみ投入リサイクル事業</li> </ul> <p>【事業所部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所ごみなどの実態調査の実施</li> <li>○市内店頭などでのマイバッグ持参運動</li> </ul> <p>【まち美化部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内一斉清掃への参加</li> <li>○まちの美化に向けたパトロールの実施</li> </ul>
---

## ② 自主的なまちの美化活動の展開

町会・自治会などが自主的に行うまちの美化活動について、ボランティア袋の配布及び集められたごみの回収などの支援をしています。

## ③ 町会・自治会などのモデル的な取組に対する支援

市立小・中学校の一部に設置している大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)を有効利用するため、毎週土曜日に地域ボランティアが実施している生ごみ投入リサイクル事業を支援しています。

## (3) PR・啓発事業の展開

### ① 広報媒体を活用した PR・啓発

ごみの減量及び資源化の推進に向けて、広報媒体などを活用した啓発に取り組んでいます。市民への分かりやすい情報発信に向けて、更なる啓発活動の充実が求められます。

表 1-6 主な取組内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ・リサイクルカレンダー（地区別）及び分別啓発チラシの全戸配布</li> <li>○市報「ごみ減量・リサイクル特集号」（年4回）の発行</li> <li>○市報（通常号）による情報発信</li> <li>○市報（毎月15日号）でごみ減量大作戦として市長コラムの掲載</li> <li>○市ホームページによる情報発信</li> <li>○市民・事業者・行政が連携し、ティッシュ及び水切り袋を活用したキャンペーン（ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参）を実施</li> <li>○市内イベントにて、ごみ分別クイズ、水切り体験、アニメーションDVDの上映、パネルの展示並びにティッシュ及び水切り袋を活用したごみ減量啓発キャンペーンなどを実施</li> </ul>
--

- 出張講座にて、アニメーションDVD、冊子及びかるたを活用した環境教育・環境学習を実施
- 市内各所、収集運搬車両及びコミュニティバス（C o C oバス）に、ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発の横断幕を掲示
- 市内広報掲示板に、ごみ非常事態宣言・ごみ減量啓発のポスターを掲示

## ② 市のホームページの充実

ごみ減量施策の紹介、ごみ分別ルールの情報提供、廃棄物に係る計画及び審議会情報など市民へお知らせすべき情報を随時掲載しています。分かりやすい情報発信に向けて、更なるホームページの充実が求められます。

## ③ 新たな情報紙の発行

平成24年(2012年)度に、ごみ減量キャラクターを使用したごみ減量啓発アニメーションDVD(子ども向け・転入者向けの2種類)及び冊子を東京学芸大学との協働により作成し、市内イベント及び小・中学校などでの出張講座において上映・配布を行っています。また、転入者への啓発のため、市役所第二庁舎1階の市民課フロアにおいて、ごみ減量啓発アニメーションDVD(転入者向け)を上映しています。平成25年(2013年)度には、ごみ減量啓発かるたを作成し、市内小・中学校、児童館及び保育園などに配布しています。

## (4) 環境教育・環境学習の推進

### ① 小・中学校における環境教育の推進

小・中学生へのごみ減量・資源化啓発施策として、ごみ・リサイクルカレンダーの表紙絵の募集(小学校4年生から6年生対象)、市内小・中学校での出張講座の開催並びに中間処理場及び空き缶・古紙等処理場にて施設の見学会を実施しています。また、ごみ減量啓発かるたの読み札となる標語は、市内在住の中学生から募集して作成しており、子どもたちが親しみやすいツールを活用した環境教育に取り組んでいます。

### ② 学習の場の提供

ごみ減量への理解を深め関心を高めるため、市民主催の学習会に、市の職員を講師として派遣し、ごみ減量施策などの取組を伝える出張講座を実施しています。また、市民を対象に近隣の中間処理施設の見学会を実施し、併せて市内の中間処理場にて視察者の受入れを行うなど、ごみの減量及び資源化の推進に向けた学習の場を提供しています。

### ③ 情報の提供

ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)、市報(通常号)、市ホームページ、分別啓発チラシ、アニメーションDVD及び冊子などの広報媒体を活用して、市民への情報提供を行っています。

## (5) 市民・事業者の多様な取組への支援

### ① ごみになるものは作らない・売らない・買わない取組への支援

ごみ減量に向けた啓発活動として、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)、市報(通常号)、市ホームページ、アニメーションDVD及び冊子など広報媒体を活用して、ごみになるものは作らない・売らない・買わない取組を推進しています。さらに、市民・事業者と連携したキャンペーン(ごみ減量啓発、マイバッグ持参)を実施しています。市民一人ひとりが、日頃から、ごみ減量の基本である発生抑制を意識した行動を実践していくために、更なる取組を推進することが求められます。

### ② 個人・地域でのごみ減量活動への支援

身近に取り組めるごみ減量活動として、生ごみの水切り、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度及び生ごみ堆肥化容器配布制度を推進しています。また、地域ボランティアの協力のもと、夏休み生ごみ投入リサイクル事業を推進するとともに、毎週土曜日実施の生ごみ投入リサイクル事業を支援しています。また、市内イベントにてパネル展示及び水切り体験を実施することで、その重要性について周知徹底を図っています。更に、ごみの減量及び分別に関する不明な点などについては、電話対応の他、清掃指導員が戸別訪問し、分別指導を行っています。更なるごみ減量に向けて、引き続き、個人・地域でのごみ減量活動を推進することが求められます。

### ③ ライフスタイル変革への支援

市内小・中学校などへの出張講座において、市の職員を講師として派遣し、ごみの減量及び資源化の推進に向けたライフスタイル変革への支援を行っています。ごみへの関心が低く行動していない人への意識改革を図り、ライフスタイルとして確立するよう更なる支援を行うことが求められます。

## (6) ごみを出さない事業活動の推進

### ① 事業所ごみの排出管理の徹底

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則です。適正な分別及び法令を遵守した適正処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

## ② 簡易認証制度の検討

環境管理の簡易認定制度を検討した結果、ごみや環境負荷の自主的な削減を図る取組については、本市独自の取組であるリサイクル推進協力店認定制度を展開することで、事業者に対し自ら排出するごみの発生抑制及び資源化の推進を図っています。

## (7) 拡大生産者責任の追求

### ① リサイクル推進協力店運動の展開

ばら売り・量り売り及び簡易包装などに積極的に取り組んでいる事業所をリサイクル推進協力店として認定しており、事業拡大に向けた活動を行っています。認定された事業所は、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」(年4回)及び市ホームページなどで紹介しています。リサイクル推進協力店は、平成25年(2013年)度末で6事業所を認定しています。リサイクル推進協力店の拡大に向けた取組を推進することが求められます。

### ② リユースの促進

公益社団法人小金井市シルバー人材センター(以下、「シルバー人材センター」という。)と「リサイクル事業に関する協定書」を締結し、シルバー人材センターが運営するリサイクル事業所におけるリユース活動の充実に向けた事業の支援を行っています。また、リサイクル事業所の活動及び民間団体が行うフリーマーケットなどの取組を、市報及び市ホームページを活用して周知するなど、リユースを推進しています。また、平成25年(2013年)7月からリユース食器(カップ、皿、はし、スプーンなど)の貸出しを実施し、町会・自治会・事業者などが主催するイベントで使用されています。

### ③ 自主協定の締結

販売事業者との自主協定の締結を検討した結果、販売店でのレジ袋の削減及び飲食店での使い捨て容器の使用自粛などの取組については、本市独自の取組であるリサイクル推進協力店認定制度を展開することで、事業者の自主的な取組の推進を図っています。

## (8) 不法投棄の防止

### ① 不法投棄の防止体制の確立

ごみゼロ化推進員及び町会・自治会などの地域団体と連携し、道路などのまちの美化に向けたパトロール及び美化清掃などを実施しています。

## (9) 市施設のごみゼロ化行動計画

### ① 市施設のごみゼロ化行動計画の策定

平成23年(2011年)4月に小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画を策定しました。計画期間は10年間で、平成21年(2009年)度の数値を基準年度とし、平成23年(2011年)度から5年間の前期計画期間において、対象施設ごとに廃棄物の減量目標を25%減、資源化率目標を5%増の数値目標を定めています。施設全体の平成25年(2013年)度実績は、廃棄物は約1%の減、資源化率は約3%増となりました。平成28年(2016年)度から5年間の後期計画期間においては、前期計画期間の進捗状況を検証し、数値目標を設定することとしています。庁内に6つのごみゼロ化推進部会を設け、各部会で小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画を策定し、ごみの減量及び資源化の推進への取組を行っています。市職員一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという自覚を持って、率先してごみの減量及び資源化の推進に取り組むことが求められます。

### ② 進捗状況の公表

各施設ごとの実績報告などについては、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」に掲載して公表しています。

## 2 分別排出・資源リサイクルの推進

### (1) 【重点】新たな分別収集など

#### ① 不燃ごみの3分別収集の開始

不燃ごみについては、平成18年(2006年)4月から、プラスチックごみ(有料)、金属(無料)、燃やさないごみ(有料)の3区分での分別収集を開始しています。

#### ② 生ごみ分別収集の検討

生ごみを有機性資源として有効利用するため検討した結果、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を推進し、家庭で使用している生ごみ減量化処理機器(乾燥型)から生成された生ごみ乾燥物を平成20年(2008年)4月から拠点回収、平成22年(2010年)2月からは地区別に申込制による戸別回収(同年9月からは全市域)を実施しています。回収した生ごみ乾燥物は、生ごみ乾燥物堆肥化実験施設にて食品リサイクル堆肥を製造して有効利用しています。

### ③ 資源物リサイクルに関する行政と民間の役割の見直し

プラスチックごみとペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引渡し、リサイクルされています。また、店頭回収を実施している事業所については、自主回収・自己処理への取組を推進し、市民への周知を図るため、ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。更に、集団回収については、自治会及び子供会などの登録団体に対して回収量に応じた奨励金を交付し、ごみの減量及び資源化の推進を図るとともに、更なる地域活動の活性化を促進しています。集団回収実施団体数及び回収量は増加傾向となっています。

### ④ その他の未活用資源の有効利用方策の調査・検討

平成19年(2007年)4月から、シュレッダーごみの回収を開始しています。平成20年(2008年)4月から、家庭から出る枝木・雑草類・落ち葉の戸別回収(申込制)を一部地域で開始し、同年10月からは全市域へ拡大しています。平成20年(2008年)10月から、ざつがみリサイクル袋の作成・配布によるざつがみの資源化推進事業を開始し、ざつがみ資源化の意識浸透を図っています。平成23年(2011年)4月から、回収方法(変更前:枝木・雑草類・落ち葉4束(袋)から回収 → 変更後:枝木・雑草類1束(袋)、落ち葉3束(袋)から回収)を変更した結果、回収量が大きく増加しています。平成24年(2012年)4月から、くつ・かばん類の拠点回収を開始し、更に、布類の収集品目も追加しています。平成25年(2013年)度には、不燃系ごみに含まれる使用済み小型電子機器などの組成分析調査を実施し、効率的・効果的な回収方法を現在検討しています。平成26年(2014年)7月から、難再生古紙(感熱紙、カーボン紙、アルミ付紙パック、マルチパック及び写真など)の拠点回収を開始しています。引き続き、更なる未活用資源の有効利用に向けて、調査・検討をしていくことが求められます。

## (2) 【重点】有機性資源の循環システムの構築

### ① 家庭での生ごみの発生抑制・減量の推進

家庭から排出される生ごみを自家処理するための生ごみ減量化処理機器を購入する市民に対し補助金を交付する、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を実施しています。平成19年(2007年)4月には、補助制度の拡充(補助率2分の1→5分の4、上限額3万円→5万円)を行いました。



写真 1-1 生ごみ乾燥物堆肥化実験施設

また、平成26年(2014年)4月からは、町会・自治会及び集合住宅などに対し補助金を交付する、大型生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を開始しています。更なる制度活用件数の増加を図っていくことが求められます。併せて、生ごみの自家処理を推進するための生ごみ堆肥化容器配布制度を実施しています。更なる制度の浸透を図り、申請件数の増加を図っていくことが求められます。

表 1-7 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の実績

	購入費補助件数（件）	購入費補助金額（円）
平成 21 年度	286	12,441,100
平成 22 年度	325	15,004,800
平成 23 年度	277	11,575,000
平成 24 年度	237	9,898,700
平成 25 年度	265	11,528,900

## ② 事業所での生ごみの発生抑制・減量の推進

事業所から排出される生ごみを自家処理するため、生ごみ減量化処理機器を購入する事業者に対し、補助金を交付する生ごみ減量化処理機器購入費補助制度を実施しています。

## ③ 生ごみ堆肥化事業の推進

平成18年(2006年)10月から、中町のシルバー人材センターリサイクル事業所横に生ごみ乾燥物堆肥化実験施設を設置し、堆肥化実験を行っています。市立小・中学校などに設置されている大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)及び家庭で使用している生ごみ減量化処理機器(乾燥型)から生成された生ごみ乾燥物を回収し、食品リサイクル堆肥を製造しています。食品リサイクル堆肥は、希望する市民及び市内農家に無料で配布し、野菜や果実の栽培に利用されています。また、平成22年(2010年)3月からは、市内農家などと連携し、食品リサイクル堆肥で育てた野菜の販売を行っています。更に、学校が夏休みの期間中、市立小・中学校全14校に設置している大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)を有効利用するため、地域ボランティアの協力のもと、一部の学校において夏休み生ごみ投入リサイクル事業を実施しています。生ごみ堆肥化事業は実験事業であることから、今後の方針について検討を進めることが求められます。

表 1-8 夏休み生ごみ投入リサイクル事業の実績

	実施校（校）	参加者延数（人）	投入量（kg）
平成 21 年度	7	2,477	2,685
平成 22 年度	10	3,947	3,948
平成 23 年度	9	2,377	2,672
平成 24 年度	9	2,108	2,928
平成 25 年度	10	2,424	3,624

#### ④ 落ち葉・剪定枝の有効利用の検討

枝木・雑草類・落ち葉の有効利用に向けて、戸別回収（申込制）を実施し、回収したものは民間処理施設においてチップ化されて堆肥などに利用されています。また、平成23年（2011年）4月に回収方法を変更した結果、回収量は増加傾向となっています。

### (3) 家庭ごみの排出管理

#### ① ごみ・リサイクルカレンダー、市ホームページなどの情報の充実

広報媒体については、ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」（年4回）、市報（通常号）、市ホームページ、分別啓発チラシ、アニメーションDVD、冊子、ポスター、かるた、ティッシュ及び水切り袋などを作成し、ごみの減量及び資源化の推進に向けた啓発活動を展開しています。市民への分かりやすい情報発信に向けて、更なる充実が求められます。

#### ② 地域コミュニティによるごみ分別・適正排出の徹底

一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化などに向けて、地域においては、ごみゼロ化推進員が中心となり、市の施策への協力やその他の活動を展開しています。市民・事業者・行政の連携した取組が求められます。

### (4) 事業所ごみの排出管理

#### ① 事業用指定収集袋での排出の徹底

事業者は、自らの責任でごみを独自にまたは他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均10kg未満または臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋により排出することができます。事業系ごみが家庭系ごみに混入することがないように、事業者自らの責任による法令を遵守した適正排出に向けて、適宜、個別指導を行っています。

## ② 事業者の責任による処理の指導

事業者に対して、事業者自らの責任でごみを独自にまたは他の事業者と共同して適正に処理しなければならないことを周知徹底し、法令を遵守した適正処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

## ③ 一般廃棄物収集運搬許可業者を通じた指導

一般廃棄物収集運搬許可業者との連携により、搬入している焼却施設への立会を実施し、事業者から排出されるごみの排出傾向の把握に努めています。ごみの分別状況を把握し、ごみの減量及び資源化の推進並びに適正な処理に向けて、適宜、個別指導を行っています。

## ④ 事業用大規模建築物の所有者に対する指導

延べ床面積1,500㎡以上の事業用大規模建築物の所有者は、分別保管場所の設置や廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出などが義務づけられています。ごみの減量及び資源化の推進並びに適正な処理に向けて、事業用大規模建築物における取組状況を把握し、適宜、立入指導を実施しています。

## (5) 粗大ごみなどの修理・再生事業の充実

### ① 修理・再生品目の拡大

シルバー人材センターと「リサイクル事業に関する協定書」を締結し、リサイクル事業所における活動を支援しています。リサイクル事業所の活動を市報及び市ホームページなど広報媒体を活用して周知するなどリサイクル事業の拡大を支援しています。

### ② 粗大ごみの受付・収集・処理体制との連携強化

粗大・枝木受付センター及びシルバー人材センターとの連携を強化し情報共有を図ることで、効率的な受付・収集・処理体制を推進しています。

### 3 新たな可燃ごみ共同処理体制への移行と適正な埋立処分

#### (1) 【重点】可燃ごみ中間処理(焼却処理)システムの整備

##### ① 二枚橋焼却場の焼却炉の廃止

本市の可燃ごみを焼却処理していた二枚橋衛生組合の焼却炉は、施設の老朽化に対応するため大規模な改修・補強工事などに取り組み、建替えについても検討してきましたが、これを実現するには至らず、平成19年(2007年)3月に全焼却炉を停止しました。その後、平成22年(2010年)3月、二枚橋衛生組合の解散に伴い、構成市(調布市、府中市及び本市)を代表して本市が組合解散後の事務を承継しました。承継事務としては、平成22年(2010年)度から平成24年(2012年)度に建物などの解体、埋設廃棄物除去及び汚染土壌対策を行う施設解体等工事を履行したことをはじめ、組合決算事務、組合解散後の施設管理及び組合史の作成などを行いました。

##### ② 新たな可燃ごみ共同処理体制への移行

二枚橋衛生組合の施設更新の検討を行う中で、組合の解散も視野に入れながら、新たな地方公共団体との可燃ごみ共同処理体制への移行の検討を行い、平成19年(2007年)6月に市民参加による新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会を設置し、諮問後、平成20年(2008年)6月に二枚橋焼却場跡地を新ごみ処理施設の建設場所として答申され、この答申の実現を目指し鋭意努力をしてきましたが、実現が困難な状況となりました。その後、平成24年(2012年)4月、日野市に、可燃ごみの共同処理を申し入れた結果、同年11月に日野市において、日野市、国分寺市及び本市で可燃ごみを共同処理する旨の内部決定がなされ、平成25年(2013年)3月には、3市で共同処理を行う旨の覚書を添えて、東京都を通じて環境省に「日野市、国分寺市、小金井市循環型社会形成推進地域計画」を提出しました。その後、3市間で協議を行った結果、新可燃ごみ処理施設の整備によるごみ処理の広域化について基本合意し、「日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書」を平成26年(2014年)1月16日に締結しました。同年2月には新可燃ごみ処理施設建設準備室を日野市クリーンセンター内に設置し、本市からも職員を派遣するとともに、同年4月には3市で構成団体協議会を設置し、一部事務組合の設立や施設の整備などに向けた準備を進めています。

### ③ 将来の可燃ごみ焼却処理施設の整備

日野市及び国分寺市との3市による可燃ごみの共同処理を推進し、新可燃ごみ処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指し、日野市及び国分寺市と協議し、整備事業を進めています。

## (2) 【重点】中間処理場の大規模改修

### ① 中間処理場の大規模改修

平成18年(2006年)から19年(2007年)に臭気対策などの大規模改修工事を実施しました。また、新たに見学者コース及び展示スペースなどを設け、環境教育・環境学習に活用しています。



写真 1-2 中間処理場

### ② 将来の中間処理場の機能のあり方の検討

現在の中間処理場については、平成18年(2006年)に行われた大規模改修後、おおむね10年間の稼働に耐えうる施設となっています。しかし、昭和61年(1986年)の稼働以来、28年が経過しており、施設全体の老朽化が進んでいることから、将来の処理機能などのあり方について検討することが求められます。

## (3) 安定的な最終処分

### ① 最終処分量の削減

家庭から出たごみは、最終的に日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設に運ばれて最終処分を行っています。本市では、ごみの減量及び資源化の推進に向けた施策の展開を図ることで、最終処分量となる埋立処分量の削減(※1)及び焼却灰の削減(※2)に取り組んでいます。最終処分場の長期安定的な運営を図り、また、日の出町住民の負担を軽減するため、更なる最終処分量削減に向けて取り組むことが求められます。

#### ※1 埋立処分量の削減

中間処理場で不燃・粗大ごみを破碎・選別し、資源化処理に努めています。ただし、資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場(日の出町)において埋立処分されています。

#### ※2 焼却灰の削減

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、平成18年(2006年)から本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合がエコセメント化施設(日の出町)を稼働し、セメント原料としてリサイクルすることで、最終処分場の延命化が図られています。

## ② 適正処分の推進

ごみ・リサイクルカレンダー、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」、市報(通常号)及び市ホームページなどの広報媒体を活用した情報提供並びに市内イベントでの啓発活動などを実施して、分別の徹底など適正処分の推進を呼びかけています。

## ③ 広域的な連携

多摩地域の自治体と連携を図り、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設にて埋立・エコセメント化事業を推進しています。

# 4 計画の円滑な推進と情報発信

## (1) 廃棄物会計への取組

### ① 廃棄物会計の改善

平成19年(2007年)度に環境省が示した一般廃棄物会計基準を踏まえ、本市のごみ処理を取り巻く状況などを総合的に判断し、廃棄物会計のあり方について検討しています。

### ② 廃棄物会計の有効活用

毎年度の市報「ごみ減量・リサイクル特集号」及び清掃事業の概要に廃棄物会計を継続して掲載し、市民・事業者への情報提供を行うとともに、ごみの減量及び資源化の推進施策に活用しています。

## (2) 計画推進のしくみづくり

### ① 進捗状況の点検・評価

可燃ごみの安定的な処理体制について方向性が定まっていなかったことを踏まえ、前計画の見直しについて延伸をしてきたことから、中間年度における進捗状況の点検・評価の実施に至りませんでした。しかし、施策をより実効性のある取組にしていくなためにも、進捗状況の点検・評価を実施し、社会状況や事業の進捗状況を踏まえた計画の改善を図ることが求められます。

### (3) 環境基金の有効活用

#### ① 環境基金の有効活用

環境基金は、平成17年(2005年)度に、ごみ処理施設の整備、施設解体等工事及び新たなごみ減量施策並びに環境保全事業の充実に必要な資金を積み立てるために設置しています。本基金を活用した各年度の主な事業は、平成18年(2006年)度に中間処理場改修工事、平成19年(2007年)度に中間処理場事務所棟等新築工事、平成21年(2009年)度に生ごみ減量化処理機器購入費補助金、平成23年(2011年)及び平成24年(2012年)度に旧二枚橋衛生組合施設解体等工事などです。

### (4) 周辺市・国・都との連携など

#### ① 多摩地域の循環型社会づくりに向けた周辺市との連携

循環型社会形成に向けて、周辺市との情報共有などに積極的に取り組み、連携を強化しています。

#### ② 大規模災害時の対応

災害発生時への対応として、災害などにより排出される大量のごみやがれきを迅速に処理し、衛生環境の確保を図るため、小金井市地域防災計画を作成しています。また、災害発生時における安定した廃棄物処理を確保するため、収集運搬業者と「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」を締結しています。

#### ③ 国・都との連携

廃棄物処理施設の整備や循環型社会形成に向けて、国・都との連携を図っています。

#### ④ 全国に向けた情報発信

ごみの減量及び資源化の推進に向けた取組を、市報「ごみ減量・リサイクル特集号」、市報(通常号)及び市ホームページなど広報媒体を通じて全国に向けて情報発信しています。

## 5 可燃ごみの中間処理

### (1) 【重点】多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく可燃ごみの中間処理

#### ① 広域支援による可燃ごみの処理

平成19年(2007年)度から現在に至るまで、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく支援により、可燃ごみを滞りなく処理することができています。しかし、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、引き続き、多摩地域の各自治体・一部事務組合に協力をいただき、可燃ごみの処理をお願いしなければなりません。より一層ごみの減量及び資源化の推進に努めながら、支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者への理解・協力を得ていきます。

表 1-9 可燃ごみの広域支援先

	支援先
平成 19 年度	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、柳泉園組合（※）、西多摩衛生組合（※）、小平・村山・大和衛生組合（※）
平成 20 年度	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、柳泉園組合（※）、西多摩衛生組合（※）、多摩川衛生組合（※）、小平・村山・大和衛生組合（※）
平成 21 年度	八王子市、三鷹市、昭島市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合（※）
平成 22 年度	八王子市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合（※）
平成 23 年度	八王子市、三鷹市、昭島市、町田市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合（※）、多摩ニュータウン環境組合（※）
平成 24 年度	三鷹市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合（※）
平成 25 年度	昭島市、国分寺市、西多摩衛生組合（※）、多摩川衛生組合（※）
平成 26 年度	昭島市、国分寺市、西多摩衛生組合（※）、多摩川衛生組合（※）

○一部事務組合構成市（表中※印）

柳泉園組合：清瀬市、東久留米市、西東京市

西多摩衛生組合：青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町

多摩川衛生組合：稲城市、狛江市、府中市、国立市

小平・村山・大和衛生組合：小平市、東大和市、武蔵村山市

多摩ニュータウン環境組合：八王子市、町田市、多摩市

## ② 新焼却施設の早期建設

日野市及び国分寺市との3市による可燃ごみの共同処理を推進し、新可燃ごみ焼却処理施設の平成31年(2019年)度中の稼働を目指して整備事業を進めています。

## ③ 全市的なごみ減量努力

市民・事業者・行政の協働による取組の結果、可燃ごみの減量は、着実に進んでいます。しかし、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、引き続き、多摩地域の各自治体・一部事務組合に協力をいただき、可燃ごみの処理をお願いしなければなりません。循環型社会の形成に向けた取組を推進するとともに、支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、より一層ごみの減量及び資源化の推進に取り組む必要があります。

## 第4節 小金井市の抱える課題

循環型社会の形成に向けて、ごみの減量及び資源化の推進並びに中間処理などに係る諸課題について、以下のとおり整理しました。

### 1 発生抑制

#### (1) ごみをもとから増やさない

大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成するためには、市民一人ひとりがごみの減量及び資源化の推進に向けた取組を実践することが必要です。その中でもまずはごみとなる物を増やさない発生抑制に取り組むことで、ごみの総量を減少させることが重要です。

##### ① 燃やすごみ

本市では、燃やすごみの減量を目指し、分別収集品目の増設、生ごみの減量化・堆肥化などに取り組んだ結果、可燃系ごみ量は減少傾向にあります。しかしながら、燃やすごみの中には、ごみ組成分析調査の結果において未利用の食品残渣(約5%)や資源になる紙類(約11%)の混入も見られることから、発生抑制の取組や分別の徹底により、燃やすごみの更なる減量は可能であると考えます。そのためには、市民が日常生活の中で、発生抑制や分別の徹底などに無理なく取り組める施策の展開が必要です。



写真 1-3 未利用食品残渣（左）と混入していた紙類（右）

## ② 燃やさないごみ・プラスチックごみ

燃やさないごみ・プラスチックごみの合計量は、増減を繰り返しつつ、増加傾向が続いています。人口の増加や分別が徹底されてきたことによる影響も考えられますが、ごみ量全体を減量するためには燃やさないごみ・プラスチックごみの減量は不可欠であり、市民が日常生活の中で、発生抑制や分別の徹底などに無理なく取り組める施策の展開が必要です。また、市民アンケート調査にも記述がありましたが、商品を製造・販売する事業者が率先して分別しやすい製品の開発や簡易包装などに取り組むことを促す施策も必要です。

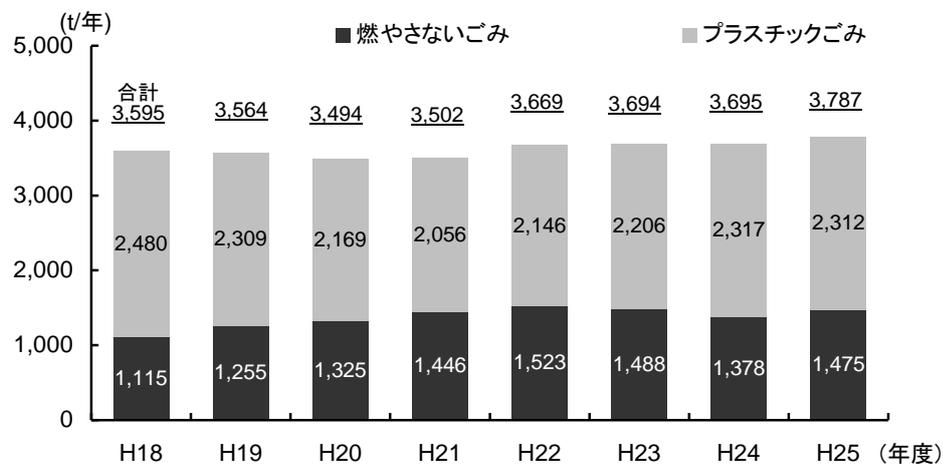


図 1-14 燃やさないごみ・プラスチックごみ量の推移

## (2) 広域支援

本市の重要な課題である可燃ごみ処理については、平成26年(2014年)1月、日野市及び国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の建設に向けて覚書を交わし、平成31年(2019年)度中の稼働を目指していますが、それまでの間は引き続き多摩地域の各自治体・一部事務組合に処理をお願いする必要があります。支援をいただく各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、更なるごみ減量と分別の徹底に取り組むことが必要です。

## (3) 意識改革

ワークショップにおいて子どもから、ごみ減量のアイデアとして、「マイバッグを利用する」、「トレイに入った食材を買わない」といった意見が多く出されています。一方、市民アンケート調査においては、「マイはし」や「マイボトル」の利用、食品トレイなどの店頭回

収の利用は「していない」との回答が約20%～約40%あったことやごみ組成分析調査の結果において未利用品や食べ残しが確認できたことから、ごみとなるものをもらわない・買わないなどの発生抑制への取組の裾野を広げる余地はまだあるものと考えられます。ごみの減量を進めるためには、ごみや環境への関心が低い人や転入者の意識向上を図るとともに、取組への参加に向けた対策を強化することにより、取組の裾野を拡げることが必要です。また、ごみ減量や分別に関心があり、既に取り組んでいる人に対しては、発生抑制や減量化などへの取組が生活の一部として無理なく取り込まれ、ライフスタイルとして確立するように、様々な支援を行うことが必要です。

## 2 リユース施策の周知

くつ・かばん類の拠点回収(平成24年(2012年)4月から実施)及びリユース食器の貸出し(平成25年(2013年)7月から実施)は、導入年度が比較的新しい施策です。市民アンケート調査では、くつ・かばん類の拠点回収について「知らない」という回答者が約50%以上となっており、ごみ組成分析調査の結果においても、燃やさないごみにリユースできるくつ・かばん・ベルトなどが混入しているケースが確認されました。また、両事業ともに制度は知っていても、実際に利用・活用したことがないという市民も多くいることから、施策を普及・強化できる余地がまだあると考えられます。また、リサイクル事業所におけるリユース活動についても、「知らない」または「活用していない」と言う回答者が約77%を占めることが市民アンケート調査から明らかとなっており、リサイクル事業所の活動及び民間団体が行うフリーマーケットなどの取組について、広報媒体を活用して広く周知することが必要です。

## 3 リサイクルの推進

### (1) 分別の徹底

分別区分を分かりやすく周知するなどして、分別の徹底を推進することが必要です。市民アンケート調査において、回答者の約62%は分別を「徹底している」と答えていますが、約37%は「徹底を心掛けているが、分からないものは混ぜて出している」と答えています。また、ごみ組成分析調査の結果においても、燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみへの資源物の混入などが確認できたことから、更なるごみ減量の余地があると考えられます。分かりやすく分別方法を情報提供することで市民の理解を深めるとともに、清掃指導員による分別指導を徹底するなど、適正排出に向けた啓発や周知を行うことが必要です。

【設問 4】 ごみの分別はどの程度行っていますか。(○は1つ)

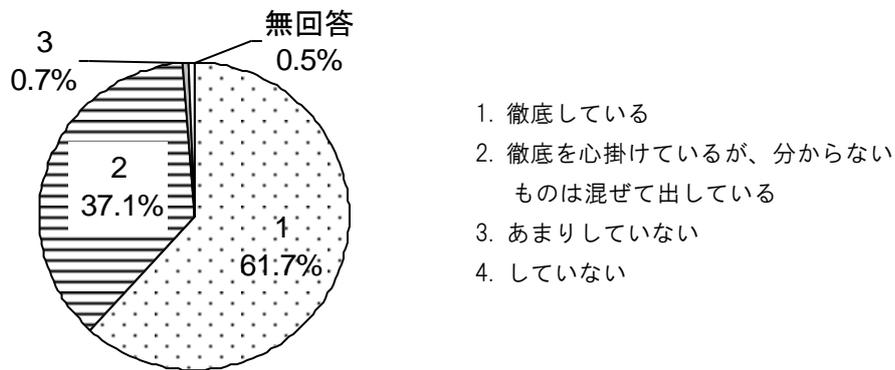


図 1-15 市民アンケート（問 4）の回答

## (2) 資源化ルート確保

現在、本市では多くの品目についての資源化施策を行っていますが、市民の協力により排出された資源物は、適正な方法で運搬・処理し資源化されることが求められます。そのためにも、資源になるものが適正に資源化されるためのルートを構築し安定的な運用を図っていくことが必要です。

## (3) 生ごみ堆肥化事業の推進

ごみ組成分析調査の結果において、燃やすごみの中に占める厨芥類の割合が高いことが明らかとなっていることから、生ごみの有効利用に向けた取組の一層の強化が必要です。近年、生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用者は年間おおむね300件前後で推移していますが、新規利用者の拡大と継続的な利用が不可欠です。新規利用者の拡大については、より広く市民に周知するため、現在の情報発信の方法について検討する必要があります。また、継続的な利用に向けては、利用者に対するアンケート※において明らかとなった使用を中止した理由（「臭い」、「電気代の高さ」、「機械の故障」、「面倒になった」など）に対応し、利用希望者の生活スタイルや要望にあった生ごみ減量化処理機器が選択できるよう、機器に関する情報、適切な使用方法及び生成物の処理など十分な事前説明が必要であると考えられます。更に、生ごみ減量化処理機器の利用者拡大に伴う生ごみ乾燥物の増加に対応した堆肥の活用方法を見据え、生ごみ堆肥化事業実験施設のあり方についても検討が必要です。

※機器利用者に対するアンケート：家庭用生ごみ減量化処理機器の補助金制度利用者を対象に、制度利用後1年以上経過した市民を対象として平成22、24、26年(2010、2012、2014年)に実施。

#### (4) 枝木・雑草類・落ち葉の資源化

近年の枝木・雑草類・落ち葉の回収量は増加傾向にあり、今後、安定的に資源化を推進していくためには、効果的な資源循環システムを構築することが必要です。

#### (5) 未活用資源の調査・研究

本市では、既に多くの品目について、リサイクルを進めています。今後のリサイクル技術の発展などによっては、既存回収品目の資源化効率の向上や新たに資源になる品目が増加する可能性があります。これらの情報についても積極的に収集し、費用対効果などにも留意しながら、資源循環システムの再構築や未活用資源の利用を調査・研究することが必要です。

## 4 啓発活動の充実

### (1) 多様な啓発活動の実施

本市は近隣に複数の大学が立地し、都心への通勤圏内であることから、学生や単身者、共働きの家庭など多様な年齢層と生活環境が見られます。また、転出入者が多いという特徴があるため、転入者への啓発は非常に重要です。ごみ組成分析調査の結果では、単身集合住宅などにおいて、燃やすごみの中にチラシ、紙製容器包装、紙パック及びダンボールなどの資源になる紙類の混入が見られ、また、燃やさないごみの中に本来燃やすごみに排出すべき厨芥類、資源になる紙類及びプラスチック類の混入が見られるなど、分別が未徹底であることが明らかとなりました。ごみの発生抑制及び分別の徹底を目指すためには、多様な市民へ向けた効果的な啓発の工夫が必要です。ごみ減量の成果を提示するなど、取組の効果を市民に分かりやすく示し、日常的な取組に対する意欲・意識を高める必要があると考えられます。更に、ワークショップにおいても、これまで市が行ってきた様々な施策を広く市民に知ってもらい、市民一人ひとりの意識向上を図ることが重要であるとの意見があったことから、効果的な啓発活動により、1人でも多くの市民に本市の取組を周知徹底することが必要です。

### (2) 環境教育・環境学習の推進

本市では、アニメーションDVDや冊子などの広報媒体の作成の他、大人から子どもまでの全ての市民向けの環境教育・環境学習を実施しています。しかしながら、市民ア

ンケート調査によると、約67%の市民が事業を実施していることを「知らない」と回答しており、各種講座の情報や啓発・教育用ツールの貸出事業の周知徹底が必要です。また、市民の様々な要望に対応できるようにメニューを多様化するなどの見直しを行い、環境教育・環境学習を推進していくことにより、1人でも多くの市民にごみや環境への関心を促すことが必要です。

## 5 事業者への働きかけ

### (1) 法令の遵守

事業活動により排出されるごみは自己処理が原則となっており、事業者は自らの責任で法令を遵守した適正な処理を行うことが必要です。事業系ごみの発生抑制を含め、適正排出に向けた啓発や指導の強化が必要です。

### (2) 意識の向上

事業所アンケートでは、ごみの減量及び資源化を進める上での問題点のひとつとして、「従業員へ意識を浸透させることが難しい」ことが挙げられています。従業員全てが本市に居住しておらず、ごみ減量や分別、リサイクルに対する意識も個人差があります。事業所におけるごみの減量及び適正処理を進めるためには、従業員の意識向上を図り、一体となって取り組めるような情報提供を行う必要があります。

### (3) 事業者の状況に応じた対応

事業所アンケートでは、ごみの減量及び資源化を進める上での主な問題点として、「資源物を保管しておく場所がない」が最も多く挙げられました。また、今後、ごみの減量及び資源化を進める上では、「ごみ減量・リサイクルの事例紹介」や「ごみ減量・リサイクルマニュアルの提供」を要望する意見が多く挙げられました。このことから、ごみ減量・リサイクルの手法、実施事例及びアイデアなどの情報が不足していると考えられます。ごみの減量、適正排出及び適正処理に向けて、事業者の状況に応じた働きかけが必要です。

### (4) リサイクル推進協力店認定制度の拡大

リサイクル推進協力店は、それまで協力いただいていた事業所の閉店などが近年続いた影響もあり、現在6事業所の認定となっています。リサイクル推進協力店認定事業

所の拡大は、市民が利用しやすくなるだけでなく、事業所への意識啓発にもつながるため、認定要件などについての見直しを図り、事業者と行政が協力して取組を展開することが必要です。

## 6 地域における取組

### (1) 市民・事業者・行政の連携

ごみゼロ化推進員で構成されるごみゼロ化推進会議が発足し、市民・事業者・行政が協働でごみ減量や分別の啓発に向けて取り組む体制が整えられてきました。今後も市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担を認識し、情報の共有化を図り、地域における連携体制を強化することが必要です。

### (2) 集団回収への参加を促進

本市の集団回収量は増加傾向にありますが、市民アンケート調査における集団回収を利用・活用している人の割合は約33%に留まっています。集団回収を「知っていても利用・活用していない」、または「知らない」場合も多いため、周知の徹底に加え、より多くの人に参加しやすい集団回収のあり方を検討するなど、地域において、市民が集団回収を利用できる多様な機会の提供が必要です。

## 7 可燃ごみの共同処理体制に向けた整備

現在、日野市及び国分寺との3市共同による可燃ごみの共同処理に向けた協議を進めています。共同処理の実施体制の整備に努め、可燃ごみの安定的な処理体制の確立を目指す必要があります。

## 8 中間処理場の更新

不燃ごみを破碎・選別処理している中間処理場(昭和61年12月稼働)は老朽化が進んでいます。今後の中間処理のあり方を含めて検討を行うことが必要となります。

## 9 最終処分量の削減

今後、多摩地域では新たな最終処分場の建設用地を確保することが困難であることから、日の出町にある東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設を継続することは不可欠となります。この処分場及び施設は、日の出町住民の理解を得て設置され、現在もその運営・維持にあたっては日の出町住民の協力を得ています。最終処分場の長期安定的な運営を図り、また、日の出町住民の負担を軽減するため、ごみの減量及び資源化の推進を図ることが必要です。

## 第2章 基本方針

### 第1節 目指す将来像

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本市では、将来にわたる安定した円滑な廃棄物処理を念頭に、循環型社会の形成に向けて、3R(発生抑制、リユース、リサイクル)(※)を推進する「循環型都市小金井の形成～ごみゼロタウン小金井を～」を目指します。

### 目指す将来像

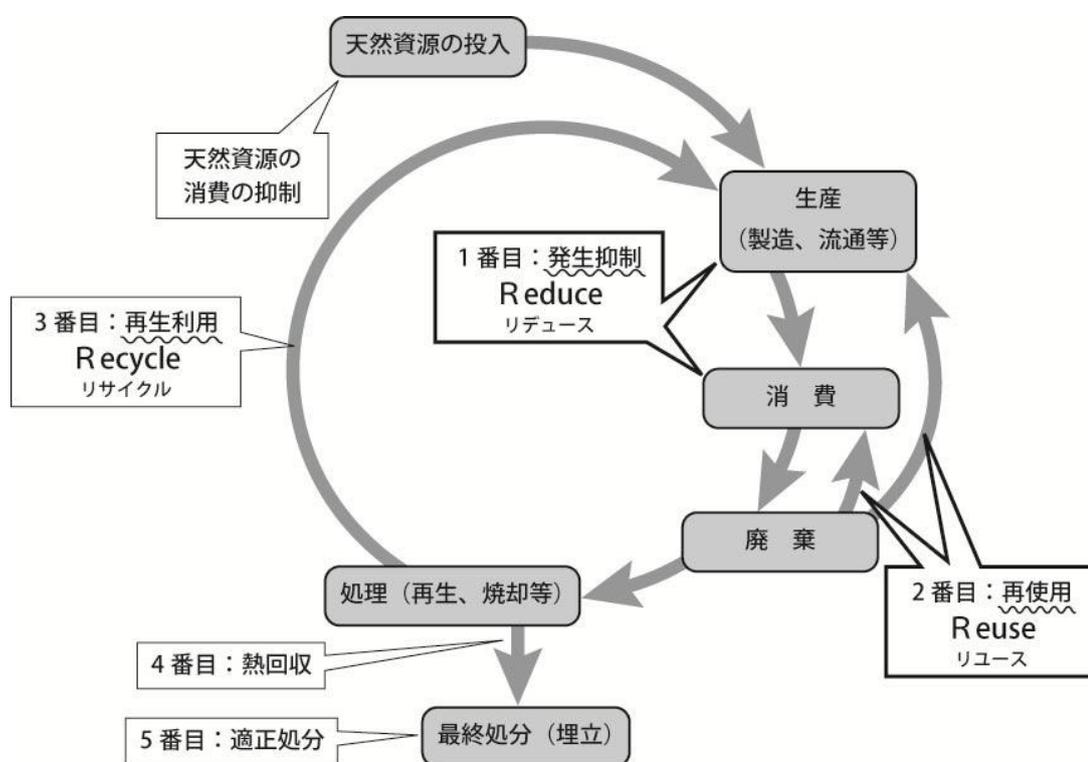
**循環型都市小金井の形成**  
**～ごみゼロタウン小金井を～**

※ 3Rとは、「リデュース (Reduce) =発生抑制、リユース (Reuse) =再使用、リサイクル (Recycle) =再生利用」という言葉の頭文字の“3つのR”をとって作られた言葉です。本計画においては、3Rを「発生抑制」「リユース」「リサイクル」と表記します。

## 第2節 基本方針

### 1 発生抑制を最優先とした3Rの推進

循環型都市小金井の形成に向けては、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、3Rの取組を実践することが重要です。3Rは順番が大切です。まずは発生抑制、次にリユース、そしてリサイクルに取り組むことが求められます。そこで、本計画では、発生抑制を最優先とした3Rの推進を基本方針とします。



参考：環境省資料

図 2-1 3Rの流れ

### 2 安心・安全・安定的な適正処理の推進

循環型都市小金井の形成に向けては、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において円滑な廃棄物処理が行われることが重要です。そこで、本計画では、安心・安全・安定的な適正処理の推進を基本方針とします。

### 第3節 市民・事業者・行政の役割

市民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し、行動することが重要です。3者が相互に協力・連携することで、その取組は相乗的な効果を得ることができます。

#### 1 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って行動することが求められます。そのためには、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。3Rは順番が大切です。まずは、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組めます。ごみになるものはもらわない・買わない取組(過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど)、食品ロスの削減(食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど)、生ごみの水切り及び自家処理への取組、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など発生抑制につながる取組を実践し、ごみを出さないライフスタイルが日常生活の中に定着していくことが大切です。次に、使えるものは何度でも使うリユースに取り組めます。ものを大切に取る取組(不用になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど)を日頃から実践することが大切です。そして、資源になるものは捨てずに再生利用するリサイクルに取り組めます。燃やすごみ、燃やさないごみ及びプラスチックごみには、まだまだ資源物の混入が見受けられます。「混ぜればごみ、分ければ資源」になることから、分別を徹底することが大切です。また、食品トレイやペットボトルなどの店頭回収を利用することや町会・自治会・子供会など身近で行われている集団回収の取組に参加することも大切です。

#### 2 事業者の役割

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、法令を遵守して、ごみを独自にまたは他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。更に、自ら生産する製品などについては、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物となった後まで一定の責務を負うことが求められます。また、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、分別の徹底及び環境に優しい製品の提供などに取り組むことが大切です。また、食品トレイやペットボトルなどの店頭回収に取り組むことも大切です。

### 3 行政の役割

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、自ら率先して発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組めます。市民及び事業者に対しては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底と施策の推進を図ります。また、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階における安心・安全・安定的な適正処理を推進します。更に、適正処理などの円滑な廃棄物行政を確立し、本計画の遂行を支えるために必要な事項として、廃棄物処理を支える体制の確立、生活環境保全の推進及び計画の実効性を高めるための仕組みづくりに取り組めます。市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけを行っていきます。

## 第4節 計画の目標値

### 1 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)

本計画では、基本方針である発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた取組の指標として、市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を目標値として設定します。

平成36年度までに

基準年度からマイナス10%減量 356g/人・日以下

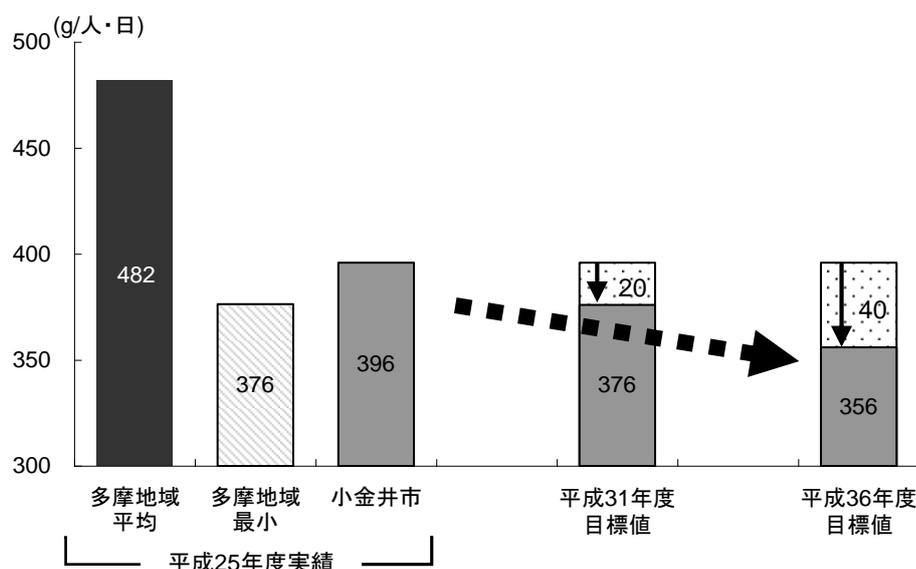


図2-2 削減目標 (1人1日あたりの家庭系ごみ排出量)

#### [目標設定の考え方]

平成25年(2013年)度の市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量(※)は396g/人・日です。また、同年度の多摩地域の平均は482g/人・日、最小値は376g/人・日となっており、多摩地域で少ない方から5番目となっています。

しかし、本市の家庭系ごみには、食べられる状態であるにもかかわらず捨てられた食品類など発生抑制できるもの、くつ・かばん類などリユースできるもの、古紙類などリサイクルできるものなどの混入がまだ多く見受けられることから、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた施策を展開することで、更なるごみ減量に取り組めます。

本計画では、そうした取組の指標として、市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を多摩地域で最少レベルにすることを目指します。

目標達成に向けては、市民・事業者・行政は、第3節(P38、P39)に示すそれぞれの役割を認識し、行動することが重要です。3者が相互に協力・連携することで、より一層の減量効果が期待でき、目標を達成することができます。

- 市民・・・発生抑制(ごみになるものはもらわない・買わない、食品ロスの削減など)  
リユース(不用となったものは必要としている人に譲るなど)  
リサイクル(資源物の分別徹底、集団回収への参加、店頭回収の利用など)
- 事業者・・・レジ袋の削減、簡易包装への取組、環境に優しい製品の提供などへの取組
- 行政・・・市民・事業者・行政それぞれの取組が相乗的な効果を得ることができるようなコーディネートや働きかけなど施策の展開

(※) 多摩地域ごみ実態調査より算出

[本計画目標値に示す家庭系ごみ]

本計画目標値に示す家庭系ごみの定義は、以下のとおりとします。

家庭系ごみ	燃やすごみ	本計画目標値に示す 家庭系ごみ
	燃やさないごみ・プラスチックごみ	
	粗大ごみ	
	有害ごみ	
	資源物	
	集団回収	

## 2 埋立処分量 (t)

本計画では、埋立処分量の削減に取り組むための指標として、東京たま広域資源循環組合の定める配分量を目標値として設定します。

### 東京たま広域資源循環組合の定める配分量以下

[目標設定の考え方]

家庭から出た資源化することができない不燃系ごみの一部は、最終的に日の出町にある東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場にて埋立処分を行っています。二ツ塚廃棄物広域処分場は、多摩地域全体のごみの最終処分問題を解決するために日の出町民の理解を得て設置され、現在運営されています。本市が今後も引き続き、東京たま広域資源循環組合において最終処分を行っていくためには、最終処分場の長期安定的な運営を図り、日の出町住民の負担を軽減していくことが必要です。

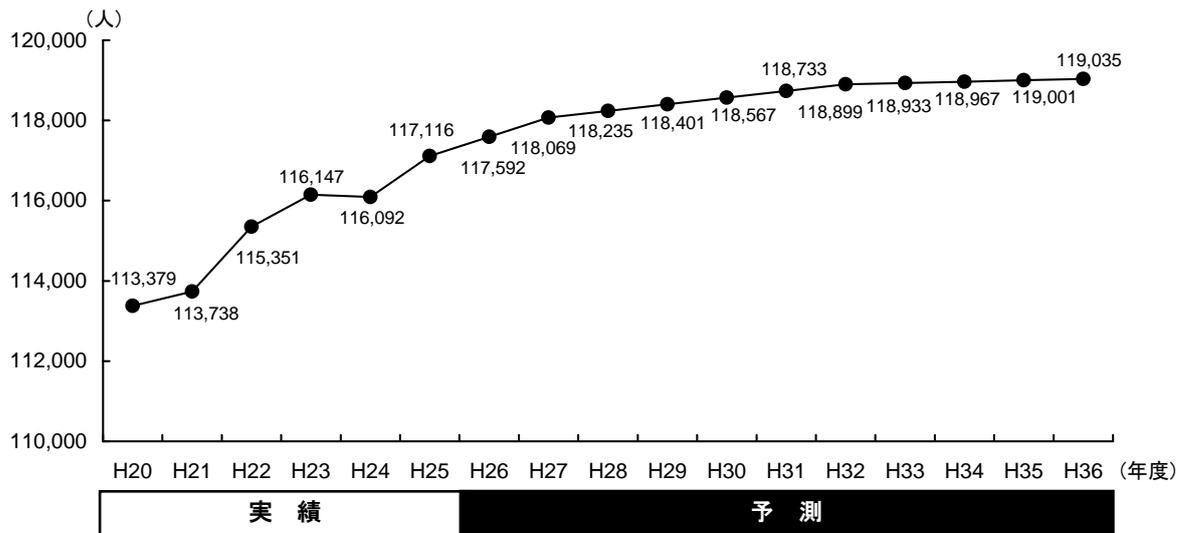
そのため本計画では、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた施策を展開することで埋立処分量の削減に取り組み、その指標として、東京たま広域資源循環組合が定める埋立処分量の配分量(※)以下を目指します。

(※) 東京たま広域資源循環組合構成各市の人口や過去の実績を基に毎年定められる。  
平成25年(2013年)度の配分量は45トン(埋立処分量は44トン)

## 第5節 将来予測

### 1 将来人口推計

将来人口推計については、上位計画である第4次小金井市基本構想・前期基本計画に従います。本市の人口は、今後も微増傾向が継続すると考えられ、目標年度である平成36年(2024年)度の人口は119,035人と推定され、平成25年(2013年)度に比べ、1.6%の増加となる見込みです。



第4次小金井市基本構想・前期基本計画では、コーホート要因法を用いて平成27年(2015年)、平成32年(2020年)、平成37年(2025年)の5年ごとの人口を設定しています。本計画についてもその数値に従い、設定のない各年の人口は、直線式で補完して推計しています。

図 2-3 将来人口推計値

### 2 ごみ量の推計値

将来の人口予測などを加味したごみの推計量は図のようになります。

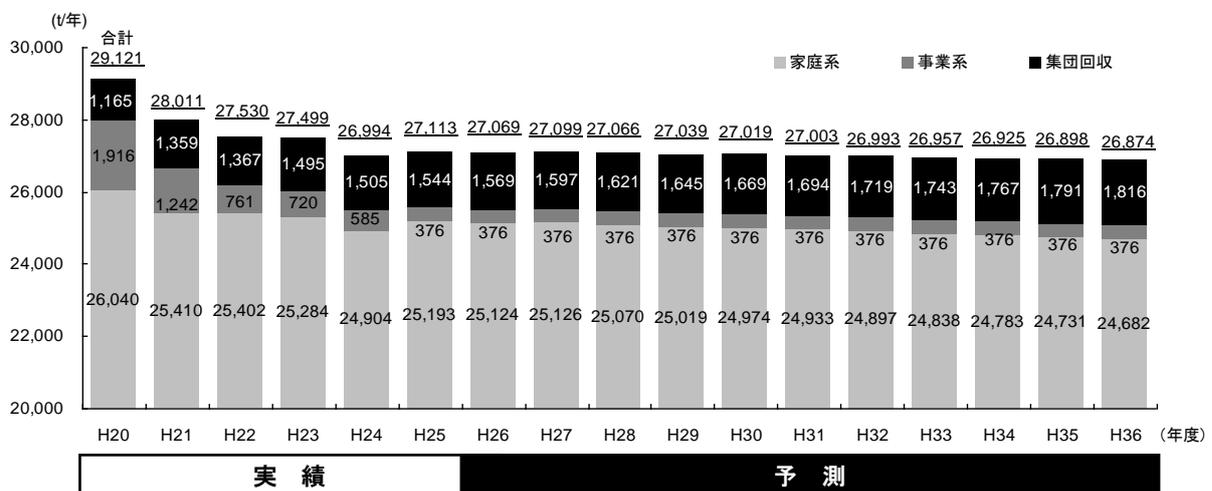


図 2-4 排出量の将来予測(現状推移)

ごみの推計量は減少していますが、この数値は現在取り組んでいる施策を継続して実施した場合を想定したものです。転出入者が多いという本市の特性や今後の人口の増加などを踏まえると、より一層の取組が必要となります。

ただし、事業系可燃ごみについては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱の対象となっていないため、現時点では、民間の一般廃棄物処理施設で処理を行っていますが、今後、可燃ごみの共同処理を実施するにあたり、3市で異なっているごみ処理手数料の改定を行った場合には、事業系可燃ごみ約2,000tが新たな施設に搬入されることも想定されます。

### 3 市民1人1日あたりの家庭系ごみ量の比較

市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量について、現状推移と目標達成時を比較したものを図2-6に示します。

現状推移とは、現在取り組んでいる施策を継続して実施した場合の推移であり、目標を達成するためには、現在の施策の継続に加え、更なる取組が求められます。現状推移に比べ、平成31年(2019年)度の中間目標年度では約11gの減量、平成36年(2024年)度の目標年度には約26gの減量を達成する必要があります。

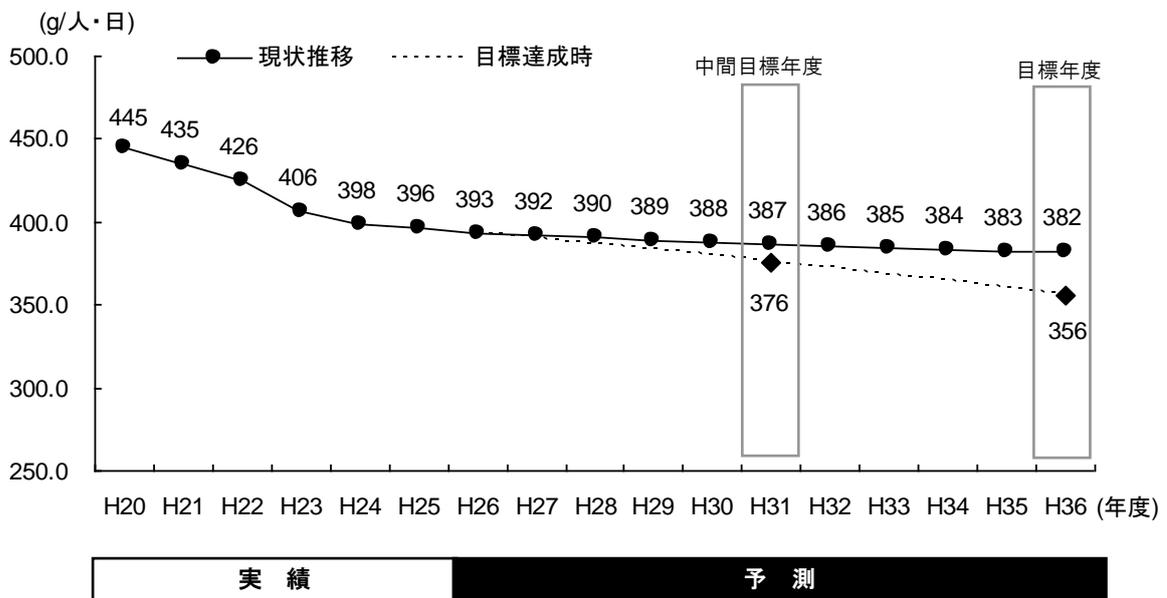


図 2-5 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の比較

# 第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

## 第1節 計画の体系

本計画の体系を示します。2つの基本方針に基づき、14の計画項目により構成しています。

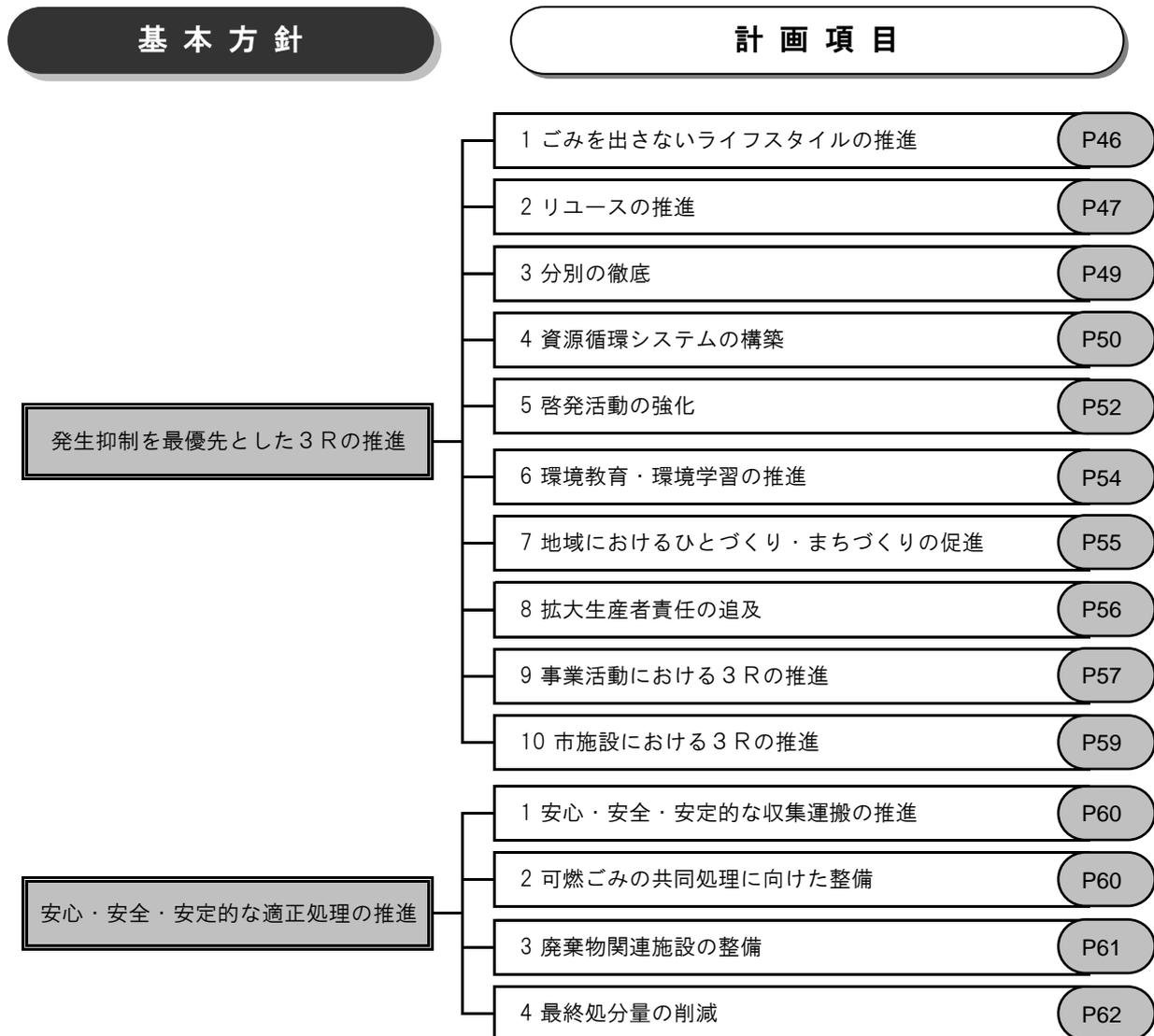


図 3-1 体系図

また、適正処理などの円滑な廃棄物行政を確立し、本計画の遂行を支えるために必要な事項については、以下のとおりとします。

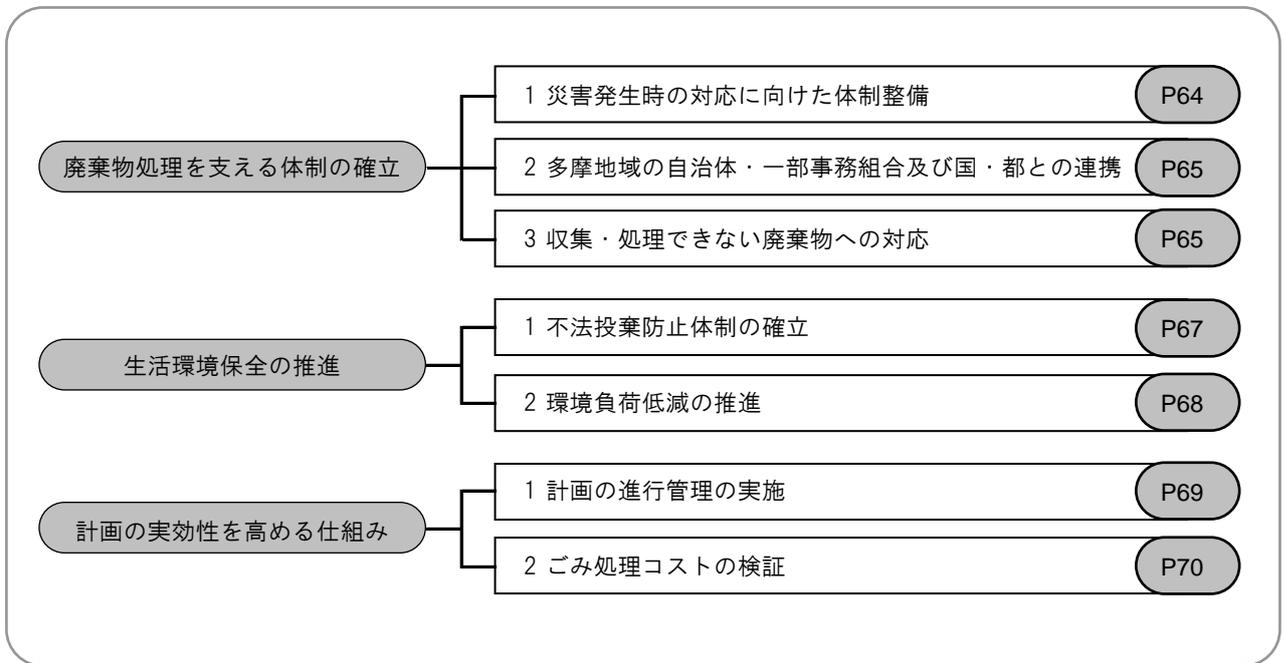


図 3-2 本計画の遂行に必要な事項



ごみ減量キャラクター  
こつこつカメちゃん



ごみ減量キャラクター  
くるくるカメくん



次ページ以降の表中の表記について

取組内容		前期	後期
(1)	○○○○○○○○○○○○○○	■	■
(2)	○○○○○○○○○○	■	■

強化	▶▶▶▶	既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策の実施	整備 終了	▶▶▶▶	新施設整備完了予定
充実	▶▶▶▶	既存の枠組みの中での向上を伴う継続	広域支援 終了	▶▶▶▶	新施設稼働により終了予定
検討 開始	▶▶▶▶	市での検討段階から施策の開始への移行			

## 第2節 発生抑制を最優先とした3Rの推進

### 1 ごみを出さないライフスタイルの推進

ごみの減量に向けて最も大切なことは、ごみになるものを元から減らす発生抑制です。ごみを出さないライフスタイルが日常生活の中に定着するためには、市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、日頃から、ごみの発生抑制を意識した行動を実践することが重要です。ごみの発生抑制への気付きやきっかけを作る機会を提供することによって動機づけを図り、市民一人ひとりのごみを出さないライフスタイル変革への支援を推進します。また、ごみになるものはもらわない・買わない取組、食品ロスの削減、生ごみの水切り及び自家処理、マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用など、日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取組を推進し、展開します。

#### (1) ライフスタイル変革への支援

一人でも多くの市民が、ごみや環境に関心を持ち、ごみの発生抑制への気付きやきっかけを作るため、市民との交流の場において、市民一人ひとりがごみを出さないライフスタイル変革への動機付けとなる支援を行います。地域における市民主催の学習会、キャンペーン及びイベントなど市民が集う場に市の職員を派遣し、ごみになるものを元から減らす発生抑制に取り組むことの意義及び効果を伝えていきます。また、ごみを出さないライフスタイルが生活習慣の一部として定着するように、発生抑制を最優先とした3R行動チェックシートを作成し、家庭や職場における自発的な取組を支援します。

#### (2) ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進

ごみになるものを元から減らすため、ごみになるものはもらわない・買わない取組を推進します。過剰包装やダイレクトメールは断る、余分なものや使い捨てのものを買わない、ばら売り・量り売りを利用するなど、日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取組について、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して周知徹底を図ります。

#### (3) 食品ロス削減の推進

ごみになるものを元から減らすため、食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のロスを削減する取組を推進します。食材を買い過ぎない・最後まで使い切る、料理は作り過ぎない・食べ残さないなど、日常生活の中で無理なく簡単に実践できる取

組について、広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して周知徹底を図ります。

#### (4) 生ごみの水切り及び自家処理の推進

ごみの発生抑制に向けて、生ごみには大量の水分が含まれていることから、家庭で誰もが手軽に実践できる生ごみの水切りを徹底します。また、生ごみ減量化処理機器及び生ごみ堆肥化容器の活用などによる生ごみの自家処理を推進します。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、その意義及び効果を広く周知します。

#### (5) マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進

ごみの発生抑制に向けて、消費者が主体的に選択でき、誰もが簡単に実践できるマイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進を図ります。マイバッグの利用は、レジ袋の削減につながります。また、水筒やタンブラーなど繰り返し使えるマイボトルの利用は、ペットボトルや紙パックなど使い捨て容器の削減につながります。更に、マイはしの利用は、使い捨ての割りばしの削減につながります。広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、その意義及び効果を広く周知します。

取組内容	前期	後期
(1) ライフスタイル変革への支援	強化	強化
(2) ごみになるものはもらわない・買わない取組の推進	強化	強化
(3) 食品ロス削減の推進	強化	強化
(4) 生ごみの水切り及び自家処理の推進	強化	強化
(5) マイバッグ・マイボトル・マイはしの利用促進	強化	強化

## 2 リユースの推進

発生抑制の次に取り組むべきことは、使えるものは何度でも使うリユースです。不用になったものは必要としている人に譲る、壊れたものは修理して使用するなど、ものを大切にする取組を日頃から実践することが重要です。リユースルートの構築と円滑な運用を推進す

るとともに、リユース施策及びリユース活動を広く市民に周知することで、市民一人ひとりの意識の向上を図ります。更に、新たなリユース施策についても調査・研究していきます。

## 取組内容

### (1) リユースルートの構築と円滑な運用を推進

リユースできるものについて、効率的なリユースルートを構築し有効利用先を確保することにより、円滑な運用を推進します。また、社会状況の変化などに応じて、その有用性の見直しも検討していきます。

### (2) くつ・かばん類の有効活用

リユースできるくつ・かばん類については、分別区分、回収方法の見直し及び情報発信手段を検討し、さらなる有効活用を推進していきます。

### (3) リユース食器の有効活用

リユース食器の活用は、祭りやイベントなどで市民が身近に取り組むことができるリユース活動であるため、多くの市民に対してリユース意識の向上を図ることができます。広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、リユース食器の意義及び効果を広く周知します。

### (4) リユース活動の支援と周知

現在締結しているシルバー人材センターとの「リサイクル事業に関する協定書」を継続し、シルバー人材センターが運営するリサイクル事業所におけるリユース事業の充実に向けた支援を行います。また、リサイクル事業所の事業及び民間団体が行うフリーマーケットなどの取組について、広報媒体を活用して広く周知し、リユース活動の充実を図ります。

### (5) リユース施策の調査・研究

リユースの取組をより一層推進していくために、他自治体・民間団体などの取組事例を調査・研究していきます。

取組内容	前期	後期
(1) リユースルートの構築と円滑な運用を推進	強化 	
(2) くつ・かばん類の有効活用	強化 	
(3) リユース食器の有効活用	充実 	
(4) リユース活動の支援と周知	充実 	
(5) リユース施策の調査・研究	検討	開始 

### 3 分別の徹底

発生抑制、リユースの次に取り組むべきことは、資源になるものを捨てずに再生して利用するリサイクルです。資源になるものを効率的・効果的にリサイクルするためには、資源としての品質を確保することが重要です。組成分析を実施することで現況を把握し、正しい分別方法の周知及び清掃指導員による分別指導などにより、分別ルールの徹底を図ります。

#### 取組内容

##### (1) 組成分析の実施

ごみの性状を把握するため、組成分析を実施し、ごみ分別ルールの浸透度の確認及び分別の徹底に向けた有効な施策を検討します。

##### (2) 正しい分別方法の周知

広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、正しい分別方法についての周知を徹底します。特に、燃やすごみ及び燃やさないごみに混入している割合の高い資源になる古紙類並びにプラスチック類の分別方法の周知を重点的に促進します。更に、プラスチック類、ペットボトル、空き缶及びびんなどは、汚れを落としてから排出することの大切さを周知徹底します。また、今後のごみ処理を取り巻く状況の変化に対応する必要が生じた場合には、分別方法の見直しを含め状況に応じた対応を検討していきます。

##### (3) 清掃指導員による分別指導の徹底

分別ルールの浸透に向けて、必要に応じて清掃指導員が戸別訪問し、分別指導を徹底します。特に、転入者や分別が徹底されていない集合住宅への分別指導について強化します。

取組内容	前期	後期
(1) 組成分析の実施	充実 	
(2) 正しい分別方法の周知	強化 	
(3) 清掃指導員による分別指導の徹底	強化 	

## 4 資源循環システムの構築

循環型社会を形成するためには、限りある資源を大切に使い、持続可能な資源循環システムを構築することが重要です。分別された資源物を効率的・効果的にリサイクルするため、資源物の戸別・拠点回収を充実するとともに、資源化ルートを構築し円滑な運用を推進します。更に、有機性資源(生ごみ、枝木・雑草類・落ち葉)の有効利用を図るとともに、未活用資源の有効利用方策も調査・研究していきます。

### 取組内容

#### (1) 資源物戸別・拠点回収の充実

品目ごとに分別された資源物は、市が責任を持って戸別・拠点回収を実施します。また、市民の排出のしやすさ及び回収の効率などの観点から、よりよい回収方法について検討していきます。

#### (2) 資源化ルートの構築と円滑な運用を推進

品目ごとに分別された資源物は、効率的な資源化ルートを構築し有効利用先を確保することにより、円滑な運用を推進します。また、社会状況の変化などに応じて、その有用性を見直しも検討していきます。

#### (3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進

生ごみ減量化処理機器購入費補助制度について、広報媒体、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して広く周知し、制度の推進を図ります。また、使用状況の把握に努め、制度の改善に活かしていくなど、今後の取組状況を踏まえた状況に応じた対応を検討していきます。

#### (4) 生ごみ堆肥化事業の推進

生ごみの有効利用を図るため、生ごみ堆肥化事業を推進します。【家庭で使用している生ごみ減量化処理機器(乾燥型)及び民間の集合住宅などに設置している大型生ごみ減量化処理機器(乾燥型)にて生成された生ごみ乾燥物の回収 → 食品リサイクル堆肥の製造 → 市内農家及び家庭菜園での野菜・果実の栽培 → 市場への流通・消費】という資源循環システムの構築を図ります。併せて、夏休み生ごみ投入リサイクル事業を推進するとともに、市民の自主的な取組である土曜日生ごみ投入リサイクル事業を支援し、事業の取組内容及び成果を周知します。また、生ごみ堆肥化容器配布制度の充実を図るとともに、各家庭における生ごみの有効な利用方法などについて広報媒体を活用して紹介していきます。更に、今後の取組状況を踏まえ、状況に応じた対応を検討していきます。

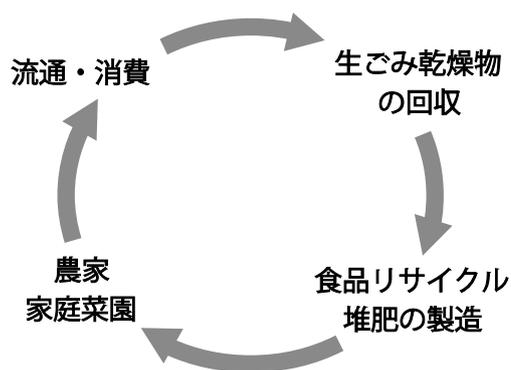


図 3-3 生ごみ乾燥物資源循環のイメージ

#### (5) 枝木・雑草類・落ち葉の有効利用

枝木・雑草類・落ち葉の更なる有効利用を図るとともに、効率的な回収方法などについて検討し、必要に応じて見直しを行っていきます。

#### (6) 未活用資源の有効利用方策の調査・研究

循環型社会形成に向けた取組を推進するため、資源として活用されていなかったもの及び資源として活用できなかったものについて、資源化や有効利用の可能性を調査・研究していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 資源物戸別・拠点回収の充実	充実 	
(2) 資源化ルートの構築と円滑な運用を推進	強化 	
(3) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の推進	強化 	
(4) 生ごみ堆肥化事業の推進	強化 	
(5) 枝木・雑草類・落ち葉の有効利用	強化 	
(6) 未活用資源の有効利用方策の調査・研究	検討	開始 

## 5 啓発活動の強化

発生抑制を最優先とした3Rを推進するためには、全ての市民に本市の取組を理解してもらい、協力していただくことが重要です。市民一人ひとりが、ごみや環境に関心を持ち、日頃から発生抑制を最優先とした3Rの推進を意識した行動を実践することができるように、また、転出入が多いという本市の特性も踏まえ、一人でも多くの市民へ周知徹底を図るため、広報媒体を活用した情報発信、分かりやすい広報媒体の作成、キャンペーンの実施、イベントへの出展及び転入者への周知などの啓発活動を強化していきます。更に、効果的な啓発活動について調査・検討を行っていきます。

### 取組内容

#### (1) 広報媒体を活用した啓発活動の強化

ごみ・リサイクルカレンダー、市報、市ホームページ及びチラシによる情報発信並びにアニメーションDVD及び冊子などを活用した出張講座の実施など啓発活動を強化します。一人でも多くの市民に本市の取組を理解してもらい、協力していただくため、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけます。

#### (2) 分かりやすい広報媒体の作成

ごみ・リサイクルカレンダー、市報、市ホームページ、チラシ、アニメーションDVD及び冊子など広報媒体の内容・表現及び発信方法に工夫を凝らし、ごみ減量キャラクターなどを効果的に活用して、ごみや環境に無関心な層の取り込みも目指して、誰もが理解できる具体的で分かりやすい広報媒体を作成します。

### (3) キャンペーンの実施

市内の駅頭、イベント及び店頭など市民が集う場において、ごみ減量キャラクターなどを効果的に活用して、キャンペーン(ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参)を実施します。市民・事業者・行政が一体となって、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけます。

### (4) イベントへの出展

市内イベントなど市民が集う場において、ごみ減量キャラクターなどを効果的に活用して、ごみ分別クイズの実施、アニメーションDVDの上映及びパネル展示などの出展を行うことで、発生抑制を最優先とした3Rの推進を呼びかけます。

### (5) 転入者への啓発強化

転入窓口となる担当部署との連携により、本市で生活を始めるタイミングでの啓発を強化します。特に、転出入の多い集合住宅について、集合住宅所有者または管理会社などと連携し啓発を強化します。

### (6) 効果的な啓発活動の調査・検討

一人でも多くの市民に発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組の周知徹底を図るため、新たにスマートフォンでの情報発信を行うなど、状況に対応した効果的な啓発方法について、他自治体・民間団体の取組事例などを調査・検討していきます。

取組内容	前期	後期
(1) 広報媒体を活用した啓発活動の強化	強化 	
(2) 分かりやすい広報媒体の作成	強化 	
(3) キャンペーンの実施	強化 	
(4) イベントへの出展	強化 	
(5) 転入者への啓発強化	強化 	
(6) 効果的な啓発活動の調査・検討	検討	開始 

## 6 環境教育・環境学習の推進

市民一人ひとりがごみや環境に関心を持ち、その輪が広がることにより、具体的行動を取ることでできる人材が育っていくことは重要です。子どもから大人まで誰もが学ぶことができる機会を提供するため、小・中学校における環境教育や町会・自治会・子供会・その他団体への環境学習を推進します。

### 取組内容

#### (1) 小・中学校における環境教育の推進

市の職員を講師として派遣する出張講座や中間処理場の見学会などを実施し、小・中学校への環境教育を推進します。一人でも多くの子どもがごみや環境に関心を持ち具体的な行動を取ってもらうため、ごみ減量キャラクターを使用したアニメーションDVD及び冊子などを効果的に活用します。子どもへの教育を通じて、子育て世代が子どもと一緒にごみや環境について考えることができる学習機会の場の提供に努めます。

#### (2) 町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進

市の職員を講師として派遣する出張講座や中間処理場の見学会などを実施し、町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習を推進します。一人でも多くの市民がごみや環境に関心を持ち具体的な行動を取ってもらうため、参加者の声を取り入れながら、質の高い学習機会の場の提供に努めます。

#### (3) 情報の提供

一人でも多くの市民に出張講座や中間処理場の見学会などに参加してもらうため、広報媒体を活用した情報提供に努めます。また、参加できない市民のために、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた本市の取組や最新の情報などを、市民が必要な時に、いつでもどこでも得ることができるよう情報提供の充実を図ります。

取組内容	前期	後期
(1) 小・中学校における環境教育の推進		
(2) 町会・自治会・子供会・その他団体などへの環境学習の推進		
(3) 情報の提供		

## 7 地域におけるひとづくり・まちづくりの促進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けては、地域において市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し行動することが重要です。町会・自治会・子供会などからの推薦を受けたごみゼロ化推進員の活動を支援するとともに、ごみ相談員制度の認知度の向上を図り、更に、集団回収事業を支援することで、地域におけるひとづくり・まちづくりを促進します。また、市民・事業者・行政の連携体制の強化を図っていきます。

### 取組内容

#### (1) ごみゼロ化推進員による活動の推進

一般廃棄物の適正な処理及び減量並びにまちの美化のため、ごみゼロ化推進員と市の協働によるキャンペーン活動(ごみ減量啓発、喫煙マナーアップ、マイバッグ持参)、催しの企画、事業者へのごみ減量の呼びかけ、ごみの分別指導及び清掃活動などを支援します。

#### (2) ごみ相談員制度の認知度向上

地域におけるごみ分別ルールの浸透を図るため、ごみ相談員制度の認知度の向上を図ります。

#### (3) 集団回収事業の支援

集団回収事業実施団体への奨励金の交付など集団回収事業を支援します。更に、広報媒体及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、集団回収を利用していない市民に対する情報提供に努め、より多くの参加を働きかけていきます。

#### (4) 市民・事業者・行政の連携体制の強化

地域における課題解決に向けて、市民・事業者・行政の連携体制の強化を図っていきます。それぞれが相互に協力・連携することで、その取組が相乗的な効果を得ることができるような地域ネットワークの構築に向けて取り組んでいきます。

取組内容	前期	後期
(1) ごみゼロ化推進員による活動の推進	強化 	
(2) ごみ相談員制度の認知度向上	強化 	
(3) 集団回収事業の支援	強化 	
(4) 市民・事業者・行政の連携体制の強化	強化 	

## 8 拡大生産者責任の追及

循環型社会を形成するためには、生産者が、自ら生産する製品などについて、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物となった後まで一定の責務を負う拡大生産者責任が求められます。拡大生産者責任の追及及び事業者と行政の役割分担の見直しについて、国・都に働きかけていきます。

### 取組内容

#### (1) 拡大生産者責任の追及

拡大生産者責任の原則に基づき、生産者が、環境負荷の低い製品開発を行い、また、適正処理の困難な廃棄物などについて自ら適切な回収・リサイクルを行うシステムを構築するため、他自治体と連携を図り、国・都に働きかけを行っていきます。

#### (2) 事業者と行政の役割分担の見直し

プラスチックごみとペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引渡しリサイクルします。拡大生産者責任の原則に基づき、容器包装リサイクル法の改正を含め事業者と行政の役割分担の見直しについて、他自治体と連携を図り、国・都に働きかけを行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 拡大生産者責任の追及	強化 	
(2) 事業者と行政の役割分担の見直し	強化 	

## 9 事業活動における3Rの推進

事業者は、自らの責任でごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理を推進します。また、事業活動においては、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組むことが重要です。事業者に対して、発生抑制、リユース、リサイクルの推進を働きかけていきます。更に、拡大生産者責任の考え方のもと、リサイクル推進協力店の拡大及び店頭回収を推進します。

### 取組内容

#### (1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進

事業者は、自らの責任でごみを独自にまたは他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。ただし、1日平均10kg未満または臨時に100kg未満の量を排出する事業者は、事業用指定収集袋により排出することができます。事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進に向けて、適宜、個別指導を実施します。

#### (2) 発生抑制の推進

事業者が最優先に取り組むべきことは発生抑制です。一般廃棄物収集運搬業許可業者などとの連携により排出状況を把握し、レジ袋の混入が多い事業者に対してはレジ袋の削減、生ごみを排出する事業者に対しては食品ロスの削減や水切りの徹底を指導するとともに、簡易包装やばら売り・量り売りの取組を働きかけるなど事業者の状況に応じた発生抑制の推進及び従業員の意識向上に向けた取組を推進します。

#### (3) リユース、リサイクルの推進

事業者が発生抑制の次に取り組むべきことはリユース、リサイクルです。一般廃棄物収集運搬業許可業者などとの連携により排出状況を把握し、適正な分別に向けた指導を徹底するとともに、環境に優しい製品やサービスの提供を働きかけるなど事業者の状況に応じたリユース、リサイクルの推進及び従業員の意識向上に向けた取組を推進します。

#### (4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施

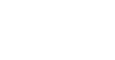
延べ床面積1,500㎡以上の事業用大規模建築物の所有者は、分別保管場所の設置並びに廃棄物の減量及び再利用に関する計画書兼実績報告書の提出などが義務づけられています。発生抑制を最優先とした3Rの推進及び適正な処理に向けて、適宜、立入指導を実施します。

#### (5) リサイクル推進協力店の拡大

レジ袋の削減、簡易包装の推進、ばら売り・量り売りの推進、ペットボトル・紙パックなどの自主回収及びエコマーク商品などの販売促進などに取り組んでいる市内の事業所をリサイクル推進協力店として認定しています。リサイクル推進協力店の募集及び事業所への働きかけを強化することで、認定事業所の拡大に取り組めます。更に、市民に対しては、広報媒体など市民へ情報発信できる機会を活用してリサイクル推進協力店を紹介し、環境にやさしい事業所を積極的に応援します。また、社会状況に応じて認定要件の見直しに着手していきます。

#### (6) 店頭回収の推進

食品トレイやペットボトルなどは、市内各事業所で店頭回収を実施しています。広報媒体を活用して店頭回収を実施している事業所の情報提供に努め、市民の利用を推進します。また、各事業所へは自主回収・自主処理の取組拡大を働きかけていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の推進	強化 	強化 
(2) 発生抑制の推進	強化 	強化 
(3) リユース、リサイクルの推進	強化 	強化 
(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施	強化 	強化 
(5) リサイクル推進協力店の拡大	強化 	強化 
(6) 店頭回収の推進	強化 	強化 

## 10 市施設における3Rの推進

市内大規模事業所である市の施設において、市職員は、廃棄物を排出する当事者であることを自覚し、発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて率先して取り組まなければなりません。小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画を作成し、更に、その進捗状況や市施設ごとの実績報告を公表することで、市職員の意識の向上を図り、3Rの推進に取り組めます。

### 取組内容

#### (1) 小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の推進

小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づき、6つのごみゼロ化推進部会が設置されています。各部会において毎年度、減量目標、目標を達成するための具体的な取組内容などを定めた小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画を作成します。職員は、その計画に従って日頃から積極的に取組を実践し、3Rの推進に努めます。

#### (2) 進捗状況・実績報告の公表

各部会の小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の進捗状況及び市施設ごとのごみ・資源物の排出量・処理量の実績報告については、広報媒体を通じて公表します。

取組内容	前期	後期
(1) 小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の推進	強化 	
(2) 進捗状況・実績報告の公表	充実 	

### 第3節 安心・安全・安定的な適正処理の推進

#### 1 安心・安全・安定的な収集運搬の推進

日常生活において排出されるごみ・資源物を、生活環境に支障が生じないように適正かつ円滑に収集運搬するため、安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保に努めます。また、高齢者及び障害者の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するためのふれあい収集を推進します。

##### 取組内容

#### (1) 安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保

指定の排出方法、分別区分、排出場所に排出されたごみ・資源物は、市が責任を持って適正かつ円滑に収集運搬します。また、ごみ処理を取り巻く状況の変化にも対応できる安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保に努めていきます。更に、可燃ごみの共同処理に伴う状況の変化に応じた対応を検討していきます。

#### (2) ふれあい収集の推進

ごみ・資源物を排出場所に持ち出すことが困難な高齢者または障害者が属する世帯を戸別訪問してごみ・資源物の収集を行う、ふれあい収集を推進します。併せて、安否確認も行っていきます。利用者の声を取り入れながら、質の高いサービスの提供に努めます。

取組内容	前期	後期
(1) 安心・安全・安定的な収集運搬体制の確保	充実 	
(2) ふれあい収集の推進	充実 	

#### 2 可燃ごみの共同処理に向けた整備

安定的な可燃ごみ処理体制の確立のため、日野市及び国分寺市との3市共同による可燃ごみの共同処理を推進します。また、新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、広域支援による可燃ごみの処理を依頼することとします。

## 取組内容

### (1) 新可燃ごみ処理施設の整備

日野市及び国分寺市との3市共同による新可燃ごみ処理施設の平成31年度中の稼働を目指し整備事業を実施します。新可燃ごみ処理施設は、環境に十分配慮した最新鋭の施設を設置し、周辺住民にとって、安全で安心な環境を確保していきます。

### (2) 広域支援による可燃ごみの処理

新可燃ごみ処理施設が稼働するまでの間、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、多摩地域の各自治体・一部事務組合に可燃ごみの処理を依頼することとします。循環型社会の形成並びに各施設の周辺住民及び関係者の負担を軽減するため、市民・事業者・行政が一体となって、更なるごみの減量に向けて取り組んでいきます。

取組内容	前期	後期
(1) 新可燃ごみ処理施設の整備	整備 	終了
(2) 広域支援による可燃ごみの処理	広域支援 	終了

## 3 廃棄物関連施設の整備

将来にわたる安心・安全・安定的な適正処理を推進するため、廃棄物関連施設の整備を進めていきます。

## 取組内容

### (1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新

不燃・粗大ごみ中間処理場は、昭和61年(1986年)の稼働から28年が経過しており、施設全体の老朽化が進んでいます。施設の更新に向けた計画を策定していきます。

## (2) 廃棄物関連施設のあり方の検討

廃棄物関連施設について、将来の処理機能及び再配置のあり方などについて検討を進めていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 不燃・粗大ごみ中間処理場の更新	検討 	開始 
(2) 廃棄物関連施設のあり方の検討	検討 	開始 

## 4 最終処分量の削減

家庭から出たごみは、最終的に日の出町にある二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設にて最終処分を行います。この処分場及び施設は、日の出町住民の理解と協力を得て設置され、現在運営されています。そのため、最終処分場の長期安定的な運営を図り、また、日の出町住民の負担を軽減するため、最終処分量となる埋立処分量の削減(※1)及び焼却灰の削減(※2)に向けた取組が必要です。最終処分場の取組を周知するとともに、最終処分量の最少化、適正な分別排出及び広域的な連携に取り組めます。

### ※1 埋立処分量の削減

中間処理場で不燃・粗大ごみを破碎・選別し、資源化処理に努めます。ただし、資源化することができない不燃系ごみの一部は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場（日の出町）において埋立処分します。

### ※2 焼却灰の削減

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営するエコセメント化施設（日の出町）でセメント原料としてリサイクルし、最終処分場の延命化を図ります。

## 取組内容

### (1) 最終処分量の最少化

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けた施策の展開を図ることで、最終処分量となる埋立処分量及び焼却灰の最少化に取り組めます。

## (2) 適正な分別排出

広報媒体、キャンペーン、イベント及び環境教育・環境学習など市民へ情報発信できる機会を活用して、適正な分別排出について周知を行います。

## (3) 広域的な連携

多摩地域の自治体と連携を図り、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚廃棄物広域処分場及びエコセメント化施設における埋立・エコセメント化事業を推進します。

取組内容	前期	後期
(1) 最終処分量の最少化	強化 	強化 
(2) 適正な分別排出	強化 	強化 
(3) 広域的な連携	強化 	強化 

## 第4節 廃棄物処理を支える体制の確立

### 1 災害発生時の対応に向けた体制整備

災害発生時には、小金井市地域防災計画に基づき、災害などによって排出される大量のごみやがれきを迅速に処理し、衛生環境の確保を図るための体制を整備していきます。

#### 取組内容

#### (1) 小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備

災害発生時には、小金井市地域防災計画に基づき、排出される大量のごみやがれきを迅速に処理していきます。被害によるごみやがれきの発生量などの状況を把握し、臨時集積所の設置、仮置場の設置、収集運搬体制の確保、臨時収集運搬ルート の確立、状況に応じた排出場所及び排出日時の変更など、速やかにごみ処理計画及びがれき処理計画を策定し、更に、市民への周知徹底を図ることで、災害時の体制を整備していきます。なお、災害発生時において迅速に対応できるごみ処理体制の確保に努めるため、現在、収集運搬業者と締結している「災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書」を継続していきます。

#### (2) 小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請

排出されたごみの処理が本市単独で不可能な場合、小金井市地域防災計画に基づき、他の自治体・一部事務組合及び民間施設に対して支援を要請していきます。また、都に対しても広域的な調整・応援要請を行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 小金井市地域防災計画に基づく災害時体制の整備	充実 	
(2) 小金井市地域防災計画に基づく処理応援の要請	充実 	

## 2 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携強化を図っていきます。

### 取組内容

#### (1) 多摩地域の自治体・一部事務組合との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、多摩地域の自治体・一部事務組合との連携を強化して情報の共有化を図り、地域性を踏まえた効率的な資源循環システムの構築に向けた調査・研究を行っていきます。また、安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けた連携を強化していきます。

#### (2) 国・都との連携

発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安心・安全・安定的な適正処理の推進に向けて、国・都との連携を強化して情報の共有化を図り、全国の自治体で行われている取組事例や広域的な取組について調査・研究を行っていきます。

取組内容	前期	後期
(1) 多摩地域の自治体・一部事務組合との連携		
(2) 国・都との連携		

## 3 収集・処理できない廃棄物への対応

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づく家電製品、資源有効利用促進法に基づくパソコン、オートバイ、建築廃材及び感染性廃棄物など、市が収集・処理できない廃棄物などの情報を広く周知することにより、適正処理を推進していきます。

### 取組内容

#### (1) 情報の提供

広報媒体を活用して、市で収集・処理できない廃棄物の情報を提供します。

(2) 関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備

市で収集・処理できない廃棄物については、専門に扱う事業者と情報交換を行い、事業者と連携して受入体制を整備するなど、適正処理を推進します。

取組内容	前期	後期
(1) 情報の提供	充実 	
(2) 関係機関・処理業者との連携による受入体制の整備	充実 	

## 第5節 生活環境保全の推進

### 1 不法投棄防止体制の確立

清潔で美しいまちづくりを推進するために、空き缶及び吸い殻などのポイ捨て並びに使用済み家電製品などの不法投棄を防止することは重要です。パトロールの強化、啓発及び市民・事業者・その他関係機関との連携を強化することで、適正な処理を促し、不法投棄防止体制を確立します。

#### 取組内容

#### (1) パトロールの強化

不法投棄多発地帯などを中心に、市職員が定期的にパトロールすることにより不法投棄の防止に努めます。併せて、古紙の抜き取りなど不法行為についても注意喚起を行います。

#### (2) 不法投棄防止対策の推進

啓発看板(不法投棄厳禁、犬のフン禁止)の配布・設置及び広報媒体を活用した啓発活動を充実させ、不法投棄の防止を図ります。

#### (3) 市民・事業者・その他関係機関との連携強化

市民・事業者と連携し、不法投棄防止に向けた監視・通報体制を強化します。また、警察や関係他部局との綿密な連携を図り、不法投棄防止に向けた体制を確立します。

取組内容	前期	後期
(1) パトロールの強化	充実 	
(2) 不法投棄防止対策の推進	充実 	
(3) 市民・事業者・その他関係機関との連携強化	充実 	

## 2 環境負荷低減の推進

生活環境の保全に努めるため、収集車両などへの低公害車の導入を進めます。また、必要な製品やサービスを購入する際には、環境負荷ができるだけ少ないエコマーク商品などを優先的に選ぶグリーン購入を推進し、環境負荷低減に努めます。

### 取組内容

#### (1) 収集車両への低公害車の導入

収集車両などに低公害車の導入を進めます。また、収集運搬業者に対しても積極的な導入を協力要請します。

#### (2) グリーン購入の推進

環境負荷の低減を継続的に進めるために、グリーン購入を推進していきます。また、販売店には供給面で、市民に対しては消費面でグリーン購入推進への協力を求めています、資源循環の輪の形成に努めます。

取組内容	前期	後期
(1) 収集車両への低公害車の導入	充実 	
(2) グリーン購入の推進	充実 	

## 第6節 計画の実効性を高める仕組み

### 1 計画の進行管理の実施

環境マネジメントシステムの考え方であるPDCAサイクルを導入し、計画の進行管理を実施していきます。計画の実効性を高めるため、継続的に改善を行うことにより、目標の達成を目指していきます。

#### 取組内容

##### (1) 進捗状況の点検・評価

PDCAサイクルに基づき、【計画に沿った施策を実行 → 市民・事業者・行政のそれぞれの取組状況、施策の進捗状況、目標の達成度について3者の連携の中で点検・評価 → 施策の改善を検討、必要に応じて目標達成に向けた計画の見直し】を行っていきます。更に、関係法令の改正や社会状況の変化などに柔軟に対応していきます。

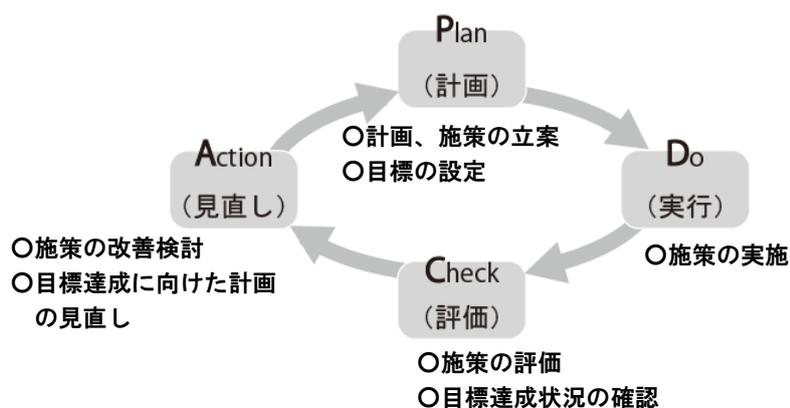


図 3-4 PDCAサイクル

取組内容	前期	後期
(1) 進捗状況の点検・評価	強化 	

## 2 ごみ処理コストの検証

市民・事業者に対し公平で適正な費用負担を求めるためには、市民・事業者・行政の相互理解を高める必要があります。そのため、一般廃棄物処理事業に係るコスト管理の徹底と情報公開に努め、市民・事業者に対する説明責任を果たしていきます。また、コスト管理については、国の一般廃棄物会計基準などを参考に、新たな会計手法の検討や環境基金の有効活用を推進し、効率化と適正化に努めていきます。

### 取組内容

#### (1) 一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開

廃棄物会計については、継続して情報公開を実施します。また、国の一般廃棄物会計基準との比較検証について研究を行っていきます。

#### (2) 環境基金の有効活用

平成17年(2005年)度に施行された小金井市環境基金条例に基づき、継続してごみ処理手数料の一部などを積み立てている環境基金の有効活用を推進します。

取組内容	前期	後期
(1) 一般廃棄物処理事業に係るコストの情報公開	充実 	
(2) 環境基金の有効活用	充実 	

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理の現状

#### 1 収集運搬処理状況

本市における公共下水道普及率は100%を達成しています。し尿を含む生活排水は公共下水道によって処理していますが、一部水洗化できない一般世帯及び仮設トイレのし尿並びに浄化槽汚泥などについては一部事務組合(湖南衛生組合)による共同処理を行っています。

##### (1) 収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を民間委託により行っています。

##### (2) 処理

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市で構成される一部事務組合(湖南衛生組合)で共同処理を行っています。湖南衛生組合の処理量は、公共下水道の普及に伴って年々減少しています。

表 4-1 施設の概要

名称	湖南衛生組合し尿処理施設
所在地	武蔵村山市大南5丁目1番地
処理能力	6kl/日
処理方式	前処理希釈方式

#### 2 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を図4-1に示します。近年、処理量はやや増加しており、平成25年(2013年)度の搬入量は76.6klとなっています。

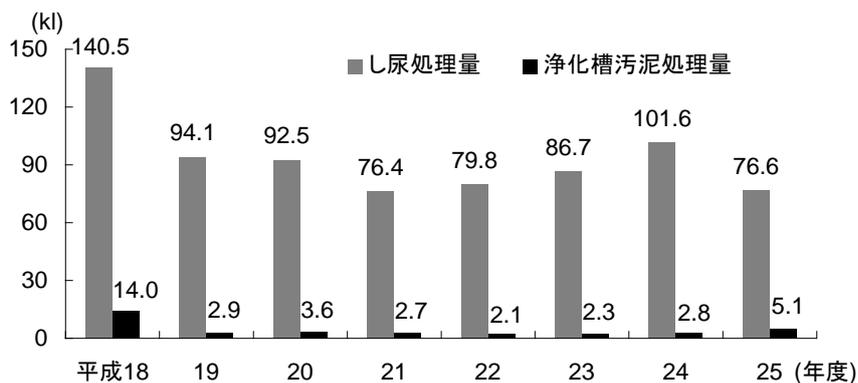


図 4-1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

## 第2節 今後の取組

### 1 本市における取組

本市では公共下水道の整備が完了していることから、仮設トイレを除いた全ての生活排水については下水道で処理することを目標とします。本市の人口は微増傾向が続いていますが、一般世帯からのし尿及び浄化槽汚泥処理量には影響がないものと予測しています。ただし、今後も排出が見込まれる工事現場の仮設トイレなどについては、適正な運搬及び処理ができるよう体制を維持します。また、湖南衛生組合が進めている「湖南衛生組合総合整備事業」に基づき新処理施設の整備を実施します。

### 2 災害発生時の対応

被災時における公衆衛生や環境保全を速やかに確保するため、東京都及び近隣市町村や事業者などとの相互応援体制を整備し、迅速なし尿処理体制を確立します。災害発生時には、「小金井市地域防災計画」に基づいて、本市環境部清掃班が中心となって被害状況、仮設トイレなどの設置状況及び補充必要基数などを把握するとともに、速やかにし尿収集・処理計画を策定します。なお、くみ取りを必要とする仮設トイレについては、平成23年(2011年)にし尿収集運搬業者と「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定書」、他自治体と「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書」を締結しており、協定を締結しているし尿収集運搬業者に協力を要請し、水再生センター及び主要管きよの指定マンホールなどに収集・搬入します。また、市の確保した収集能力を上回ると判断した場合は、速やかに東京都に応援を要請します。